

広島大学大学院文学研究科論集
第六三卷特輯号一
(二〇〇二年十二月)

春秋正義校勘記 (卷第十一～十八)

野間文史

春秋正義校勘記（卷第十一～十八）

野間 文史

凡例

○本「春秋正義校勘記」(巻第十一〜十八)は阮元『春秋左傳注疏校勘記』(巻第十一〜十八)の「疏」部の全文を収録し、これに『景鈔正宗寺本春秋正義』(昭和八年東方文化學院影印本)、また南宋・魏了翁『春秋左傳要義』(四庫全書本)との異同を記したものである。

○『春秋正義』の底本には嘉慶二十年(1815)江西南昌府學開雕のいわゆる「阮刻十三經注疏本」(藝文印書館影印本)を用い、本文中括弧内の数字はその巻数・葉数・表裏(a・b)・行数(10行計算)を示している。

○阮元『春秋左傳注疏校勘記』は、もとより「經」「傳」「注」「疏」文の全体に及んでいるが、本「春秋正義校勘記」での筆者の校勘は「疏」(「正義」)の文章に限定される。「・」印を付した部分がそれである。ただし、対照の便のため、「經」「傳」「注」の部分は阮元校勘記をそのまま収録している。

○阮元校勘記の本文は、皇清經解所収本を用い、これに「阮刻十三經注疏本」附録の盧宣旬摘録本の補遺の文章を挿入している。經解本・摘録本それぞれの誤刻についても言及した。

○阮元校勘記が指摘していない、というよりは指摘し得ない「阮刻十三經注疏本」自体の誤刻も記した。また「阮刻十三經注疏本」には道光丙戌六年(1826)の重刊本が有り、ここで訂正されている箇所についても言及した。

○以上の筆者の校記は「◎」印以下の部分である。

*『春秋左傳要義』に関しては、拙稿「魏了翁『春秋左傳要義』について」(広島大学文学部紀要第五三巻特輯号一1993、後『五經正義の研究』研文出版1998所収)を参照されたい。

*「春秋正義校勘記」(巻第十一〜十八)は、「春秋正義校勘記」(巻第一〜十)、『春秋正義の基礎的研究 平成9年度〜11年度科学研究費補助金・基盤研究(C)(2)研究成果報告書』2000所収)の続編である。

春秋正義校勘記（卷第十一～十八）

野間 文史

キーワード：春秋左傳注疏校勘記・景鈔正宗寺本春秋正義・春秋左傳要義・阮刻十三經注疏本・嘉慶本の誤刻

附釋音春秋左傳注疏卷第十一 閔元年盡二年

宋本「春秋正義卷十」後並同。石經「春秋經傳集解閔公第四盡二年」。◎正本は「春秋正義卷第十」に作る。

閔公

經元年

・元年注季子至曰歸（11-01a-9） 宋本無「元年」二字◎正本には「元年」の二字が有る。合刻本と單疏本との形式の違いにもとづく。

還使齊侯務寧魯亂故嘉而字之（11-01b-1） 宋本・淳熙本・纂圖本・岳本・足利本「亂」作「難」是也。

傳元年

宴安酖毒（11-01b-10） 釋文「宴」本又作「晏」。

詩小雅美（11-02a-2） 宋本・淳熙本・岳本・足利本「美」作「也」。

・戎狄至簡書（11-02a-2） 宋本以下正義三節摠入「齊人救邢」句下。

・傳稱勤則不匱（11-02a-6） 監本「勤」作「勒」誤。

・狼牡獯牝狼（11-02a-7） 山井鼎云、宋板「牝」作「牡」。下同。按作「牡狼」非也。

・陸機毛詩義疏云（11-02a-8） 閔本・監本・毛本作「機」。宋本作「璣」非。◎正本是宋本と異なり、おおむね「機」字に作る。

・善爲小兒暗聲 (11-02a-8) 閩本・監本・毛本作「暗」。宋本作「啼」是也。◎正本是宋本と同様「啼」字に作る。これが正しい。

・其猛健者 (11-02a-8) 宋本作「健」。閩本・監本・毛本作「捷」。◎正本是宋本と同様「健」字に作る。これが正しい。

・夷吾名 (11-02a-9) 宋本「名」下有「也」字。◎正本・要義本には宋本と同様「也」字が有る。これが正しい。

故書次 (11-02b-6) 宋本・淳熙本・岳本・足利本「故」之下有「不」字。

時慶父亦還魯 (11-02b-8) 宋本・淳熙本・足利本「亦」下有「已」字。

大伯周大王之適子 (11-03b-6) 釋文云「適」本又作「嫡」。淳熙本作「嫡」。

・乃奔荊蠻以辟季歷 (11-03b-8) 宋本「辟」作「辟」不誤。○今訂正。◎正本是宋本と同様「辟」字に作る。これが正しい。

・是巍爲高大之名 (11-04a-5) 宋本作「是魏」。「巍」「魏」二字、一正一俗。今人分別其音、古人則字形字音、皆不別。◎正本・要義本は宋本と同様「魏」字に作る。

・又以晉國不得有姓辛 (11-04b-4) 毛本「又」作「文」誤也。

・坤彖云 (11-04b-4) 毛本「[彖]」作「[曰]」。

畢萬公高之後 (11-05a-2) 宋本・淳熙本・足利本作「萬畢」是也。

經二年

・言外淫者謂以外姓爲淫 (11-06a-2) ◎阮刻本の「以」字は「與」字の誤刻。

・慶父未出 (11-06a-5) ◎阮刻本の「未」字は「未」字の誤刻。道光本は訂正している。

廟成而吉祭 (11-06a-8) 纂圖本・毛本「吉」作「言」誤。

傳二年

・言即位者亦謂初立之年也 (11-06a-8) 監本・毛本「年」誤「命」。

・宮中之門謂之衛 (11-07a-9) 宋本・監本・毛本「衛」作「闈」不誤。○今訂正。◎正本是宋本諸本と同様「闈」字に作る。これが正しい。

・小閨謂之閨 (11-07a-10) 毛本「閨」作「闈」非也。

・其惡末顯見 (11-07b-6) ◎阮刻本の「末」字は「未」字の誤刻。

- ・其罪已彰著 (11-07b-6) ◎正本・要義本は「彰」字を「章」字に作る。
- 外欲固齊以居厚 (11-08a-2) 淳熙本「以」作「已」。按「以」「已」古通用。
- ・周禮大宗伯 (11-08a-7) ◎阮刻本の「大」字は「小」字の誤刻。
- ・分左右廟也 (11-08a-9) 宋本「廟」作「廂」不誤。◎正本・要義本は宋本と同様「廂」字に作る。これが正しい。
- ・鄭玄考校禮文 (11-08a-9) 毛本「考」誤「者」。
- ・間於兩社 (11-08b-1) ◎阮刻本の「於」字は「于」字の誤刻。
- ・季氏亡則魯不昌 (11-08b-2) 宋本無此七字。◎正本には「季氏亡則魯不昌」の七字が有る。合刻本と單疏本との形式の違いにもとづいて。
- ・遷變爲乾 (11-08b-8) ◎阮刻本の「遷」字は「還」字の誤刻。
- ・衛懿公好鶴 (11-09a-1) 宋本無此五字。◎正本には「衛懿公好鶴」の五字が有る。合刻本と單疏本との形式の違いにもとづいて。
- ・陸璣毛詩義疏云 (11-09a-1) 閩本・監本「璣」作「機」。◎正本はここでは「璣」字に作る。
- 及狄人戰于滎澤 (11-09b-1) 監本・毛本「熒」作「滎」非。案宋監本・毛本注亦〔附校勘記「文」に誤刻〕作「熒」。正義誤「滎」〔附校勘記「熒」に誤刻〕。
- 故但以人爲文 (11-09b-3) 宋本・淳熙本・岳本・足利本「人」作「入」是也。
- ・是熒在河南 (11-09b-4) 宋本無、非也。◎正本には「是熒」の二字が有る。これが正しい。
- ・桓十二年卒 (11-10a-2) 毛本「桓」誤「祖」。
- ・即位之後乃納急子之妻 (11-10a-2) 監本・毛本「乃」作「及」非也。◎正本は「乃」字に作って誤らず。
- 宋桓夫人 (11-10a-4) 各本作「桓」。此本誤「恒」。今訂正。
- 立戴公以廬于曹 (11-10a-8) 釋文云、「曹」詩作「漕」音同。案詩鄭箋引亦作「漕」。惠棟云、詩序「曹」字從水旁曹。傳作「曹」古文省也。按說文「漕者水轉穀也」。地名字不必從水。今本毛詩・鄭箋恐非。
- 戴公名申 (11-10a-8) 宋本「申」作「甲」。案史記衛世家作「申」。

立其年卒 (11-10a-8) 正義云、今定本作「以其年卒」。按「其年卒」、據正義、則孔本作「一年卒」、故發明之。今本作「其」誤。

・掌道路宿息 (11-10a-9) 監本・毛本「道」誤「掌」、脱「路」字。

・此年之末 (11-10b-1) 毛本「末」誤「木」。

・言立一年卒者 (11-10b-2) 宋本無「立」字。◎正本には「立」字が有って、宋本と異なる。有るのが正しい。

載馳詩衛風也 (11-10b-3) 淳熙本「詩」誤「許」。

衣單複具曰稱 (11-10b-7) 案儀禮士喪禮釋文引「單」作「禪」。正義本作「禪」。

使先立門戶 (11-10b-8) 淳熙本「立」誤「生」。

・袍必有表不禪 (11-10b-10) 監本・毛本「禪」誤「禪」。下同。

・陸機毛詩義疏云 (11-11a-2) 宋本「機」作「璣」。◎正本は「機」字に作って、宋本と異なる。

・魚獸似豬 (11-11a-2) 閩本・監本・毛本「豬」改「猪」。◎正本は「豬」字に作る。

・其皮雖乾燥爲弓韃矢服 (11-11a-2) 浦鏗據詩正義「雖」改「難」、爲「上增」以「字」。

・自相感也 (11-11a-3) 浦鏗據詩正義「自」上增「氣」字。

重錦錦之熟細者 (11-11a-4) 宋本「重」作「以」非也。

・故以爲錦之熟細者 (11-11a-4) 宋本「熟」作「孰」。◎正本は宋本と同様「孰」字に作る。要義本は「熟」字に作る。

晉侯使大子申生 (11-11a-10) 纂圖本・毛本「侯」誤「晉」。

從曰撫軍 (11-11b-8) 顧炎武云、石經「軍」誤「國」。案石經此處闕。炎武所據、乃繆刻也。

故君之嗣適 (11-12a-2) 釋文「適」本又作「嫡」。下「配適」同。

不共是懼 (11-12a-7) 釋文「共」本又作「供」。

脩已而不責人 (11-12a-10) 石經・宋本・岳本「已」作「己」不誤。石經「人」字上有「於」字、似後人所增。

威權在已 (11-12b-8) 宋本・岳本「已」作「己」。

時以闕之 (11-13a-5) 淳熙本「闕」誤「也」。

虺涼 (11-13a-5) 案惠棟云、說文引作「梏涼」、云梏白黑雜毛牛。涼梏牛也。古文省少、或借涼爲涼。沈彤云、案廣韻、涼

犗牛駁色。蓋說文脫「駁色」二字。「犗犗」謂犗服色駁也。否則冬與金玦、皆有義而犗獨無乎。上文「偏衣」即犗服。蓋分織犗牛自黑毛爲之。下所謂「奇無常」也。

受脤於社 (11-13a-8) 詩大明縣鄭箋云、春秋傳曰、蜃宜社之肉。正義曰、左傳無此文、而言「傳曰」衍字也。閔二年左傳曰「帥師者受命於廟」、受蜃於社也。按據說文「蜃」社肉也。以蜃爲器盛之、則亦可謂肉爲「脤」。故左傳直云「受蜃於社」也。此云「受脤於社」。「脤」乃「蜃」之俗字耳。其古本必作「蜃」、或作「蜃」也。

盛以脤器 (11-13a-8) 段玉裁按本「脤」作「蜃」是也。

命可知也 (11-13a-9) 足利本「也」作「矣」非也。

雖盡敵 (11-13b-3) 石經「敵」字上、後人旁增「外」字、非也。

傳歷言將帥師右者 (11-13b-7) ◎阮刻本の「師」字は「御」字の誤刻。道光本では訂正している。

諸言某御戎某爲右者 (11-13b-10) 監本「右」誤「石」。

狐突以衆言同己 (11-13b-10) 宋本「己」作「巳」是也。◎正本も宋本と同様「己」字に作って誤らず。

不知其名何也 (11-14a-1) 宋本「如」作「名」不誤。◎正本も宋本と同様「名」字に作って誤らず。

以明己不食 (11-14a-3) 宋本「己」作「巳」是也。◎正本も宋本と同様「己」字に作って誤らず。

唯識其舌舌存得免號曰羊舌氏也 (11-14a-3) 毛本「唯」誤「誰」、「氏」誤「是」。

言有涼則申上衣之袿服也 (11-14a-5) 宋本「有」作「尫」不誤。◎正本も宋本と同様「尫」字に作って誤らず。

蜃之器以蜃飾因名焉 (11-14a-9) 監本・毛本「蜃」作「脤」不誤。案周禮注作「蜃」。◎正本は「蜃」字に作る。

且阻得爲疑也 (11-14a-10) 宋本「且」作「是」是也。◎正本も宋本と同様「是」字に作って誤らず。

方相之士 (11-14a-10) ◎阮刻本の「士」字は「土」字の誤刻。

外籠二政 (11-14b-6) 案惠棟云、「二」讀爲「王貳于號」之「貳」。韓非子引此正作「貳」。

故曰亂本成矣 (11-14b-8) 宋本・足利本無「矣」字。

・注驪姬至本成 (11-14b-8) 此節正義、宋本在「立可必乎」之下。◎阮刻本は「注驪姬至成矣」に作る。正本は「注驪姬至本成」に作るの、宋本・足利本と合う。

- ・故且以事託之 (11-14b-10) ◎阮刻本の「且」字は「杜」字の誤刻。
- ・曲沃疆大 (11-14b-10) ◎阮刻本の「疆」字は「疆」字の誤刻。
- ・劉君不達此時 (11-15a-1) ◎阮刻本の「時」字は「旨」字の誤刻。
- ・大帛之冠 (11-15a-8) 案鄭氏注雜記引春秋傳曰、衛文公大布之衣、大白之冠。正義引傳亦作「大白」。
- ・勸農業也 (11-15b-1) 宋本「勸」作「勤」是也。◎正本も宋本と同様「勤」字に作って誤らず。
- ・令貨利往來也 (11-15b-2) 閩本・監本・毛本「令」作「合」非也。◎正本は「令」字に作って誤らず。
- ・信能用人也 (11-15b-3) ◎阮刻本の「信能用人也」は「信用能人也」の誤刻。
- ・蓋招懷迸散 (11-15b-5) 監本・毛本「迸」作「逃」非也。

附釋音春秋左傳注疏卷第十一 僖元年盡五年

宋本「春秋正義卷第十一」。石經「春秋經傳集解僖上第五」。岳本・纂圖本「僖」下有「公」字。釋文同。並「盡十五年」。◎正本では「僖公」二年は「閔公」二年に連続しており、同一卷。これが單疏本の形式であろう。

僖公 (12-01a-3) 史記漢書五行志律麻志「僖」並作「釐」。案史漢多作「釐」。

經元年

齊師宋師曹伯次于聶北救邢 (12-01a-5) 石經「曹伯」作「曹師」不誤。案莊三年經「冬公次于滑」正義、襄廿二年傳「八月叔孫豹帥師教晉次于雍榆」正義並作「曹師」。

- ・此時狄人尚強 (12-01b-1) 宋本「強」作「疆」。◎正本も宋本と同様「疆」字に作る。
 - ・言邢遷于夷儀 (12-01b-4) 毛本「于」誤「干」。
 - ・許遷于白手者 (12-01b-4) 宋本・監本・毛本「手」作「羽」不誤。◎正本も宋本諸本と同様「羽」字に作って誤らず。
 - ・齊人以歸 (12-02a-2) 石經「以」下有「尸」字、似後人依閔二年傳増入、不足爲據。
 - ・知非後盟也 (12-02a-8) 閩本・監本・毛本「非」作「其」。案隱十年・襄五年正義並作「非」是也。
- 注僖邾地 (12-02a-9) 此四字乃「公敗邾師于僖」注。監本・毛本並脱。〔附校勘記「此三字監本・毛本並脱」に作る。〕

公子友帥師敗莒師于鄆獲莒拏 (12-02a-10) 石經・宋本・淳熙本・岳本・足利本「拏」作「拏」是也。釋文亦作「拏」傳同。
拏莒子之弟 (12-02a-10) 纂圖本・閩本・監本・毛本「拏」作「拏」非。此本正義不誤。

莒釋非卿 (12-02b-4) 「補」案「釋」當作「拏」。各本皆不誤。今訂正。

齊侯既殺哀姜 (12-02b-6) 淳熙本「既」誤「旺」。

不稱姜闕文 (12-02b-6) 淳熙本脫「文」字。

・故其以經無姜字 (12-03a-3) 宋本・閩本・監本・毛本「其」作「杜」不誤。○今依訂正◎正本も宋本諸本と同様「杜」字に作つて誤らず。

傳元年

義存君親 (12-03a-6) 淳熙本「存」誤「有」。

・過則稱已 (12-03b-1) 宋本「已」作「己」。下「稱已」「率已」同。◎正本も宋本と同様「己」字に作つて誤らず。

・故無深淺常準 (12-03b-2) 閩本・監本・毛本「深淺」誤倒。

・皆是大夫將也 (12-03b-8) 閩本・監本・毛本「皆是」誤倒。

・但州牧於是竟内 (12-04a-6) 宋本・監本・毛本「是」作「其」。盧文弨按云、「於是」作「是其」非也。◎正本・要義本も宋本諸本と同様「其」字に作つて誤らず。

故公要而敗之 (12-04a-10) 纂圖本・閩本・監本・毛本脫「公」字。

・邾之於魯 (12-04b-3) 宋本・毛本「於」作「與」。◎正本は宋本・毛本と異なり、「於」字に作る。「於」字が正しい。要義本は「與」字に作る。

・故知汶水北地 (12-04b-10) 毛本「汶」作「文」非也。

君子以齊人殺哀姜也 (12-05a-1) 石經・宋本・淳熙本・岳本・足利本「人」下有「之」字。

言女子有三從之義 (12-05a-2) 監本・毛本「女」誤「君」。

非父母家所宜討也 (12-05a-2) 閩本・監本・毛本脫「家」字。

經二年

梁國蒙縣西北有貫城貫與貫字相似 (12-05a-8) 宋本・纂圖本・閩本・監本・毛本作「貫城貫與」不誤。岳本作「貫與貫字形相近而誤」。水經注引無「與」字。郡國志注引「與」上有「字」字。

以其遠國降而稱也 (12-05a-10) 宋本「也」作「人」是也。◎正本も宋本と同様「人」字に作つて誤らず。

則稱人者 (12-05b-1) 宋本「則」下有「此」字、是也。◎正本・要義本も宋本と同様「此」字が有る。これが正しい。

傳二年

假道於虞 (12-05b-7) 宋本此節正義在「以伐虢」注下。

途出於虞故借道 (12-05b-9) 宋本・閩本・纂圖本・監本・毛本「借」作「假」。

儒而不能強諫 (12-06a-2) 釋文云、「儒」本又作「孺」。「強」宋本作「彊」。

入自顛軫 (12-06a-5) 水經注四引作「顛軫」。

言已弱以示其恥 (12-06a-9) 宋本「已」作「己」是也。

保於逆旅 (12-06b-1) 荀子作「御旅」。「御」與「迓」通。尚書「迓」字皆作「御」。

虢稍遣人分依客舍以聚衆抄晉邊邑 (12-06b-2) 釋文無「衆」字。

舍於逆旅甯嬴氏 (12-06b-3) 閩本・監本・毛本「嬴」作「贏」非也。

知其分依客舍伺候 (12-06b-4) 毛本「候」誤「侯」。

問虢伐己以何罪 (12-06b-6) 宋本・岳本「己」作「已」不誤。

自當有先 (12-06b-9) 宋本「有」作「在」不誤。○今訂正。◎正本も宋本と同様「在」字に作つて誤らず。

故知晉猶主兵 (12-06b-10) 閩本・監本・毛本「主兵」誤倒。

寺人內奄官豎貂也 (12-07a-1) 淳熙本「內」誤「多」、「豎」誤「暨」。宋本作「腎」亦非。下同。

經三年

三年注一時至爲災 (12-07b-5) 各本脫「三年」字。◎正本は「三年」字を脱しない。單疏本ではこれが無ければ、標起止として不明確になる。

方始追事其事 (12-07b-6) 閩本・監本・毛本作「追叙」。宋本作「追書」不誤。○今訂作「書」。◎正本も宋本と同様「追書」に

作って誤らず。

- ・思啓封強 (12-08a-4) 宋本・監本・閩本「強」作「疆」不誤。毛本作「疆」亦非。◎正本も宋本等と同様「疆」字に作って誤らず。
- ・故曰勝國通以滅爲文也 (12-08a-6) 浦鏜正誤「曰」下疑脫「滅故」二字。案浦鏜非。釋例「曰」作「名」。
- ・或用小師而不頓兵勞力 (12-08a-6) 浦鏜正誤「小」作「少」。「頓」閩本・監本・毛本作「煩」非也。襄十三年正義引亦作「頓」。
- 秋齊侯宋公江人黃人會于陽穀 (12-08a-7) 淳熙本「齊」誤「徐」。
- 冬公子友如齊蒞盟 (12-08a-9) 顧炎武云、石經「蒞」作「泣」。案石經不誤。炎武所據、乃謬刻也。
- ・往盟乎彼也 (12-08a-9) 閩本・監本・毛本「乎」作「于」非也。

傳三年

- 夏六月雨 (12-08b-2) 石經「六」作「四」是也。
- 於播種五稼無損 (12-08b-3) 足利本無「種」字。
- 三年楚侵鄭故 (12-08b-4) 淳熙本・岳本「三」作「二」不誤。○今訂作「二」。
- 祥喜也 (12-08b-8) 「補」各本「喜」作「善」。此本誤「喜」。今訂正。
- 未絕之也 (12-08b-10) 石經・宋本・淳熙本作「未之絕也」。

經四年

- 楚強齊欲綏之以德 (12-09a-3) 宋本「強」作「疆」。
- 夏許男新臣卒 (12-09a-9) 毛本「臣」誤「城」。
- 楚子遣完如師以觀齊 (12-09b-3) 閩本・監本・毛本「如」誤「于」。
- ・許其不爲君使 (12-09b-6) 監本・毛本「許」誤「詳」。
- ・是乃縱羣下以覬覦 (12-09b-7) 宋本「覦」誤「覬」。◎正本は宋本と異なり、「覦」字に作って誤らず。
- ・教強臣以專恣 (12-09b-7) 宋本「強」作「疆」。下同。○案此本「強」宋本皆作「疆」。後不悉出。◎正本は宋本と異なり、「疆」字に作る。これは正本の誤写であろう。
- ・因而求盟 (12-09b-7) 宋本「而」作「則」非。◎正本は宋本と同様「則」字に誤る。

- ・是共權時之便 (12-09b-9) 宋本「時」作「盟」、「便」作「宜」。◎正本は「是共權時之宜」に作る。これが正しいか。
- ・自來與齊盟也 (12-09b-9) 宋本「來」作「求」。◎正本は宋本と同様「求」字に作る。これが正しい。
- ・來者自外之文 (12-10a-2) 宋本「自」作「目」非也。◎正本は宋本と異なり、「自」字に作って誤らず。
- ・若以言來即爲罪楚 (12-10a-2) 宋本「若」作「君」。◎正本は宋本と異なり、「若」字に作る。これが正しい。
- 齊人執陳轅濤塗 (12-10a-4) 釋文「轅」作「袁」、云本多作「轅」。案公羊・穀梁作「袁」。宋王應麟云、「轅」與「袁」同。
- ・故不言主師 (12-10a-4) 監本「師」作「帥」非。

傳四年

- ・襄十三年傳 (12-10b-6) 閩本・監本・毛本「三」誤「二」。◎正本は「三」字に作って誤らず。
- ・此言風馬牛 (12-10b-8) 毛本「此」誤「牝」。
- ・召康公 (12-10b-10) 宋本以下正義二節摠入「曰五侯九伯」注下。
- ・言已上世先公 (12-11a-4) 宋本「已」作「己」不誤。
- ・何當按計人數 (12-11a-6) 監本・毛本「按計」誤作「計較」。閩本亦作「較」。
- 西至于河 (12-11a-8) 各本有「志」字。此本脱。今補正。
- ・東至于海西至于河 (12-11a-8) 宋本此節正義在「無棣」注下。
- ・其大陸則趙地之廣澤也 (12-11b-3) 閩本・監本・毛本脱「地」字。
- ・絜七 (12-11b-4) 宋本「絜」作「潔」、俗字。◎正本は宋本と異なり、「絜」字に作る。これが正しい。
- ・當盡樂安北海之東界也 (12-11b-6) 宋本「海」作「界」非也。◎正本は宋本と異なり、「海」字に作って誤らず。
- 爾貢包茅不入 (12-11b-8) 詩伐木正義・後漢書公孫瓚傳注・李善注藉田賦・冊魏公九錫文並作「苞茅不入」。文選六代論作「苞茅不貢」。高誘注淮南子同。「茅」作「茆」。案作「苞」是也。史記樂書「苞之以虎皮」、字從艸。自石經始去艸頭、後人往往仍之。

王祭不共 (12-11b-8) 釋文「共」本亦作「供」。下及注同。案詩伐木篇正義・李善注冊魏公九錫文・高誘注淮南子・顏師古注漢書刑法志作「供」。說文引傳亦作「供」。

無以縮酒 (12-11b-8) 正義曰、郊特牲云、縮酒用茅。鄭元云、泚之以茅縮去滓也。周禮甸師、祭祀共蕭茅。鄭興云、蕭字或爲茜。茜讀爲縮。臧琳云、說文引春秋作「無以茜酒」。又詩伐木「有酒湑我」。傳、湑茜之也。箋云、王有酒、則泚茜之。據說文知左傳作「無以茜酒」。據甸師注、知周禮作「祭祀供茜茅」。蓋毛詩·周禮·左傳皆古文、故與六書之旨合。包裹束也 (12-11b-9) 宋本·岳本「裹」作「裹」非。

尚書包匭菁茅 (12-11b-9) 釋文「匭」本或作「軌」、「包」作「苞」、云或作「包」。段玉裁云、穀梁傳疏·文選吳都賦劉注引書亦作「苞匭菁茅」。「匭」訓纏、「結」讀爲糾。古音同在第三部也。古音簋。「軌」字皆讀如九。「匭」从「軌」聲。古文「簋」字。「簋」黍稷方器也。故從「匚」。鄭君於其同音、得其義也

· 泚之以茅縮去滓也 (12-12a-1) 閩本·監本·毛本「泚」作「涑」誤。

昭王南征而不復 (12-12a-5) 石經「征」下旁增「没」字非。唐刻不足據。陳樹華云、高誘注呂氏春秋音初引作「没而不復」。似本有「没」字也。按高誘注、或自以意增、未可爲典要。

· 王及祭公隕于漢中 (12-12a-8) 各本作「王」。此本誤「三」。今訂正。浦鏗正誤據呂氏春秋音初篇「隕」作「扞」。

君其問諸水濱 (12-12b-1) 說文灑字注云、水厓人所賓附、頻蹙不前而止。從頁從涉。案陳樹華云、廣雅、濱厓也。頻頻比也。徐鉉曰、今俗別作「水濱」非是。又案大雅「不云自頻」、傳、頻厓也。鄭氏云、「頻」當作「濱」。正義曰、以水厓之濱、其字不應作「頻」、故破之也。傳作「頻」者、蓋以古多假借、或通用故也。

· 正義曰楚世家 (12-12b-2) 毛本「義」誤「意」。

觀強弱 (12-12b-5) 宋本「強」作「疆」。

言諸侯之附從非爲口 (12-12b-7) 宋本·岳本「已」作「己」不誤。

· 言諸至謙稱 (12-12b-9) 閩本·監本·毛本「諸」下有「侯」字。◎正本は「注言諸至謙稱」に作る。これが單疏本の形式。君惠徼福於敝邑之社稷 (12-13a-2) 釋文「徼」作「傲」是。

漢水以爲池 (12-13a-6) 釋文無「水」字、云或作「漢水以爲池」。「水」字衍。案臧琳云、杜注云、方城山在南陽葉縣南。漢水

出武都、至江夏南入江、則方城者山名、漢者水名。傳文「漢」不云「水」、猶之「方城」不言山也。

當有共給之費故 (12-13a-10) 監本·毛本「共」作「供」非。

君將適也 (12-13b-5) 各本「也」作「他」、與少儀合。此本「也」字誤。今訂正。

扉籥屨也 (12-13b-6) 宋本「籥」作「籥」不誤。閩本・監本・毛本作「粗」。○今訂作「籥」。◎正本は宋本と同様「籥」字に作つて誤らず。

不借粗者謂之屨 (12-13b-7) 閩本・監本・毛本「不借」二字脫。案「不借」字、詳方言・釋名・儀禮注。

是扉用草爲之也 (12-13b-7) 閩本・監本「扉」誤「菲」。毛本作「非」亦誤。

注云草屨者 (12-13b-7) 案「屨」當作「履」。故下云「履屨通言耳」。今注文作「屨」、從定本也。◎正本は「屨」字に作る。ハ)ハ)は阮校に従い「履」字に作るべきであらう。

侯伯中等 (12-14a-1) 宋本・淳熙本・纂圖本「中」上有「爲」字。

謂以死勤事 (12-14a-2) 宋本「勤」下有「王」字。

諸侯薨至一等 (12-14a-2) 宋本此節正義在注「謂加一等」之下。

是瀆龜筮也 (12-14a-7) 宋本「筮」作「策」、與鄭注曲禮合。◎正本は宋本と同様「策」字に作る。これが正しい。

如彼記文 (12-14a-8) 閩本・監本・毛本「文」作「云」非。

龜靈厭之 (12-14a-9) 閩本・監本・毛本「靈」誤「虛」。

筮數以上皆十五年傳文 (12-14b-7) 浦鏗正誤「筮」作「有」不誤。「文」閩本・監本・毛本誤作「云」。

一薰一蕕 (12-15a-3) 案鄭注內則引作「一薰一廝」。字雖異而音義並同也。

此義何所出也 (12-15a-7) 毛本「義」作「意」。

十是數之小成 (12-15b-1) 毛本「十」誤「于」。

歸胙于公 (12-15b-6) 顧炎武云、石經脫「胙」字。案石經此處闕。炎武所據、乃謬刻也。〔附校勘記は「謬刻也」三字を脱す。〕

姬眞諸宮六日 (12-15b-6) 顧炎武云、石經「宮」誤作「公」。案石經此處刊闕。

明公之惑 (12-15b-7) 纂圖本・監本・毛本「之惑」誤倒。

與犬犬斃 (12-15b-8) 說文引傳「斃」作「斃」、頓仆也。从犬敝聲。或作「斃」。五經文字云「斃」字注云見春秋傳。又作「斃」同。

說詳隱元年釋文校勘記。

・董烏頭也 (12-15b-10) 各本作「頭」。此本誤「所」。今訂正。
・注毒酒至之感 (12-15b-10) 毛本「之感」誤倒。

當如國語也 (12-15b-10) [補]此本「當」上空一字。各本直接上文不空。

公殺其傅杜原款 (12-16a-2) 顧炎武云、石經「傳」誤「傳」。案石經此處闕。

經五年

・注稱晉至從告 (12-16b-1) ◎正本は「五年注稱晉至從告」に作る。これが單疏本の形式。

・此傳不言書曰 (12-16b-4) 毛本「曰」誤「日」。

・掌養王及后世子 (12-17b-2) 閩本「王」誤「正」。

逃其師而歸之 (12-17b-4) 宋本・淳熙本・岳本・足利本「之」作「也」。

・注逃其三年 (12-17b-4) 宋本・閩本・監本・毛本「其」下有「至」字、是也。◎正本も諸本と同様「至」字が有る。

弦國在弋陽軹縣東南 (12-17b-7) 宋本・岳本「軹」作「軹」。葉抄釋文亦作「軹」是也。案漢書地理志、江夏郡有軹縣。後漢書

王霸傳、子符徒封軹侯、即是地也。

傳五年

而書 (12-18b-6) 釋文「云、本或作「而書雲物」非。

・麻家大率三十一月耳 (12-18b-10) 毛本「一」作「三」。◎正本は諸本と同様「一」字に作る。

・至十九年閏餘盡 (12-19a-6) 毛本「餘」誤「月」。

・審別陰陽寒暑不失其時也 (12-19a-7) 監本「失」作「夫」非也。

・言物謂氣色者 (12-19a-10) 浦鏜正誤「言」作「雲」。「色」下有「災變也」三字、依注增補也。

・下云必書雲物 (12-19b-5) 閩本・監本・毛本「云」作「文」非。

・故知公字 (12-19b-6) ◎阮刻本の「知」字は「去」字の誤刻。

・豈豫知自公既視朔没去公字乎 (12-19b-7) ◎阮刻本の「自」字は「有」字の誤刻。

・若今椎木 (12-19b-10) 宋本・監本・毛本「椎」作「楸」是也。◎正本は宋本諸本と同様「楸」字に作る。

- ・乃復叩頭以至地 (12-20a-4) 宋本「叩」作「申」。◎正本は宋本と同様「申」字に作る。これが正しい。
- ・拜而後稽顙 (12-20a-7) 宋本「拜」上有「吉拜」二字、與周禮大祝注合。◎正本は宋本と同様「吉拜」二字が有る。これが正しい。
- ・空手謂君荅臣拜也 (12-20a-8) ◎阮刻本の「手」字は「首」字の誤刻。ただし正本も「手」字に誤るので、あるいは早い時期の誤写であろう。
- ・喻垣而走 (12-20b-9) 石經・宋本・淳熙本・岳本・足利本「喻」作「踰」不誤。○今依訂正。
- ・鄭玄玉藻注云 (12-21a-3) 毛本「玉」作「王」非。
- ・夏公孫茲如牟娶焉 (12-21a-4) 釋文「娶」作「取」、云本又作「娶」。○案此「娶」「取」互誤。
- ・但其母鍾愛其少子 (12-21a-7) 宋本・閩本・監本・毛本「鍾」作「鐘」。◎正本は宋本諸本と異なり、「鐘」字に作る。要義本は「鍾」字に作る。
- ・陳轅宣仲怨鄭申侯之反已於召陵 (12-21a-9) 石經・宋本・岳本「已」作「己」不誤。
- ・秋諸侯盟 (12-21b-4) 釋文云、本或此下更有「于首止」三字、非。
- ・於是江黃道栢方睦於齊 (12-22a-1) 岳本・足利本「栢」作「柏」。案六經正義云、興國本作「柏」。
- ・一之謂甚 (12-22a-6) 纂圖本・閩本・監本・毛本「謂」誤「爲」。
- ・爲二年假晉道滅下陽 (12-22a-6) 齊召南云「爲」字訛。當作「謂」。
- ・諺所謂輔車相依 (12-22a-6) 案玉篇引作「輔車相依」。
- ・口旁朋之名也 (12-22a-10) 宋本・監本・毛本「朋」作「肌」不誤。○今依訂正。◎正本は宋本等と同様「肌」字に作って誤らず。
- ・據傳文 (12-22b-8) 閩本・監本・毛本「文」作「云」非也。
- ・各以意斷 (12-22b-10) 閩本・監本・毛本「斷」作「解」。◎正本は「斷」字に作る。これが正しい。
- ・既盟則貳之 (12-23a-2) 毛本「既」作「一」非也。
- ・而得有二號之勳 (12-23a-2) 毛本「一」誤「〇」。
- ・注桓叔至五年 (12-23a-10) 宋本此節正義在「況以國乎」之下。

- ・以其族行 (12-24a-2) 宋本以下正義「節摠入「虞不臘矣」注下。
- ・案禮夏曰嘉平 (12-24a-6) 宋本「夏」上有「傳」字。◎正本は宋本と同様「傳」字が有る。これが正しい。
- ・漢鷲臘 (12-24a-6) 監本作「鷲」亦非。宋本作「漢改曰臘」不誤。◎正本は宋本と同様「漢改曰臘」に作る。これが正しい。ちなみに要義本は「漢改爲臘」に作る。したがって正本・宋本 (八行本) 「漢改曰臘」から要義本「漢改爲臘」へ、そして阮刻本 (十行本) 「漢鷲臘」へというように、誤写の過程が跡づけられるであろう。
- ・言漢改曰臘 (12-24a-6) 浦鏜云「秦」誤「言」。◎正本も諸本と同様「言」字に作るが、阮刻本は浦鏜説に従い、「秦漢改曰臘」に作る。浦説が正しいであろう。
- ・不蜡而爲臘矣 (12-24a-7) 宋本「矣」作「耳」。◎正本・要義本ともに宋本と同様「耳」字に作る。これが正しい。
- 均服振振 (12-24b-1) 釋文「均」如字、同也。字書「均」作「杓」。周禮司几筵疏引傳文作「均」。段玉裁云、賈・服・杜君等、皆爲「杓」。「杓」同也。今本疏「杓」字譌「均」。
- 振振盛貌 (12-24b-2) 段玉裁云、李善注閒居賦「盛」作「威」。
- 惇惇無光耀也 (12-24b-4) 陳樹華云「耀」當作「燿」。
- 童龀之子 (12-24b-4) 岳本・纂圖本作「童龀」。釋文同也。按今說文作「龀」、从匕。段玉裁云、當从匕。匕音化。
- 以爲鑿戒以爲將來之驗 (12-24b-5) 纂圖本・閩本・監本・毛本脱「以爲鑿戒」四字。
- 謂夏之九月十月也 (12-24b-7) 纂圖本・閩本・監本・毛本脱「之」字。
- ・爲此謠歌之辭 (12-24b-10) 監本・毛本「謠歌」誤倒。
- ・今時伍伯緹衣 (12-25a-8) 宋本「伍」作「五」。按段玉裁校周禮司服注云、玉海引作「伍伯」。賈疏訓「伍」爲「行」。疑與宰夫注「伍伯」本異。◎正本は宋本と異なり、「伍」字に作る。これが正しい。
- ・注虞所命祀 (12-25b-10) 宋本此節正義在「且言易也」之下。

附釋音春秋左傳注疏卷第十二 僖六年盡十四年 ◎正本は「春秋正義卷第十一」に作る。また宋本即ち「八行本」と分卷の箇所が異なる。

經六年

今榮陽密縣 (13-01a-4) 淳熙本・足利本「榮」作「熒」是也。

傳六年

非不欲校 (13-01a-10) 閩本「校」作「效」誤。

故欲因以求入 (13-01b-2) 岳本「入」誤作「之」。

・故傳稱新密 (13-01b-5) 閩本・監本・毛本脱「新」字。

諸侯救許 (13-01b-8) 石經「救」作「殺」誤。案石經自「楚子圍許」至「諸侯救許」十一字皆重刻。

故蔡將許君歸楚 (13-01b-10) 宋本「將」上有「侯」字。

許男面縛銜璧 (13-01b-10) 閩本作「縛面」誤倒。

以璧爲贄 (13-02a-1) 釋文「贄」作「質」、云本又作「贄」。

・此皆馬遷之妄耳 (13-02a-6) 監本・毛本「耳」作「也」。

・注祓除凶之禮 (13-02a-8) 宋本此節正義在「楚子從之」之下。

・稱公臨楚喪 (13-02a-9) 閩本・監本・毛本脱「楚」字。

經七年

盟于甯母 [附校勘記は「母」に作^レ。] (13-02b-4) 葉抄釋文亦作「母」[附校勘記は「母」に誤刻]。石經・宋本・岳本・纂圖本・監本・毛本

皆作「母」。

傳七年

競強也 (13-02b-9) 宋本「強」作「疆」。正義同。此本正義亦作「疆」。

七年傳心則至於病 (13-02b-10) 各本脱「七年傳」三字。宋本正義入「姑少待我」注下。◎正本には「七年傳」三字が有る。單疏

本の形式としては、これが無ければならない。

既不能疆 (13-03a-1) 足利本「疆」作「強」。

・吾知其所由來矣 (13-03a-2) 宋本此節正義在「心則至於病」疏後。

我不以女爲罪釁 (13-03a-9) 宋本・纂圖本・閩本・監本・毛本無「我」字。

弗可改也已 (13-03b-3) 顧炎武云、石經「改」誤「故」。案石經此處闕。炎武所據、乃謬刻也。

若君去之以爲成 (13-04a-4) 石經・宋本作「君若」不誤。

即罪人 (13-04b-3) 淳熙本「即」誤「其」。

・齊史無所不隱 (13-04b-7) 宋本「不」作「可」。◎正本は宋本と同様「可」字に作る。これが正しい。

・齊之隱諱 (13-04b-7) ◎阮刻本の「之」字は「史」の誤刻。道光本は訂正している。

雖復齊史隱諱 (13-04b-10) 監本「復」誤「後」。淳熙本「史」作「更」亦非。

襄王惡大叔帶之難 (13-05a-6) 釋文「叔」又作「封」。

經八年

・所以同弊王室 (13-05b-3) 閩本・監本・毛本「弊」作「獎」。

・天子之臣不與諸侯同盟 (13-05b-3) 宋本「同」作「共」。◎正本は宋本と同様「共」字に作る。これが正しい。

・亦無貶責 (13-05b-7) 閩本・監本・毛本「亦」作「又」。

・故都無貶責 (13-05b-9) 宋本「書」作「責」不誤。◎正本も宋本と同様「責」字に作る。これが正しい。

・於時「經解本「是」字に誤刻」諸侯輯睦 (13-05b-9) 閩本・監本・毛本「輯」作「新」。按廿九年杜注作「輯」。◎正本「輯」字に作る。

・王子虞下盟列國 (13-05b-10) 宋本・閩本・監本・毛本作「子虎」不誤。◎正本も宋本等と同様「虎」字に作る。これが正しい。

・止言乞盟 (13-06a-3) 閩本「乞」作「與」非也。

傳八年

而後王定位 (13-06b-6) 宋本・淳熙本・岳本・足利本作「位定」不誤。

期年狄必至 (13-06b-10) 北宋刻釋文云「期」本或作「基」、注同也。按「基」古文假借字、亦見儀禮。

明期年之言驗 (13-07a-1) 纂圖本・閩本・監本・毛本脫「驗」字。

不耐于姑 (13-07a-3) 釋文亦作「耐」。閩本・監本・毛本作「耐」字に誤刻」非也。

則爲殯廟赴同耐姑 (13-07a-4) 淳熙本「則」誤「前」。

二年五月始葬 (13-07b-3) 毛本「」誤「一」。

經九年

十九年于郢 (13-07b-10) 宋本「郢」作「鄧」不誤。○今訂作「鄧」。◎正本も宋本と同様「鄧」字に作って誤らず。

宰周公文承其後 (13-08a-9) 監本・毛本「文」作「又」。

知此葵邱與彼異者 (13-08a-10) 閩本・監本・毛本脱「知此葵邱」四字。

既葬而除之 (13-08b-8) 宋本「除」作「降」非也。◎正本は宋本と異なり、「除」字に作って誤らず。

甲子晉侯僂諸卒 (13-09a-3) 纂圖本・監本・閩本・毛本「僂」作「詭」。案穀梁釋文云、左氏作「僂諸」、則作「僂」爲是。

問崩曰以甲寅告 (13-09a-6) 監本・毛本「寅」誤「子」。

冬晉里奚克殺其君之子奚齊 (13-09a-10) 各本無上「奚」字、是也。山井鼎引足利本「里」下有「其」字、即「奚」字之誤。

傳九年

小童者童蒙幼末之稱 (13-09b-3) 纂圖本・閩本・監本・毛本「末」作「穉」非。正義同。

子者繼父之辭 (13-09b-4) 各本作「繼」。按正義作「繫」。

非諸夏所得書 (13-09b-5) 宋本・岳本・足利本「夏」作「下」不誤。

蒙謂闇昧也 (13-09b-7) 毛本「昧」作「暗」非也。

亦言已未成人也 (13-09b-8) 宋本「已」作「巳」不誤。

曹驕出奔陳 (13-10a-2) 監本・毛本「驕」作「羈」。按莊廿四年經作「羈」。閩本作「奇」非也。◎正本は「羈」字に作る。

非諸下所得書 (13-10a-6) 閩本・毛本「下」作「王」誤也。

不云地祇及禱祠者 (13-10a-7) 宋本「祇」作「祗」是也。○今正。◎正本も宋本と同様「祇」字に作る。これが正しい。

此王曰小童 (13-10a-8) 監本・毛本「曰」誤「者」。

亦言而言之 (13-10a-8) 宋本・監本・毛本上「言」字作「連」不誤。○今依訂正。◎正本は「言」字に作る。宋本諸本の「連」字に作るのが正しい。

胙祭肉 (13-10b-4) 案周禮大宗伯職疏引作「膳肉」。

・傳稱大子祭于曲沃 (13-10b-5) 閩本「大」誤「天」。

・注天子至伯舅 (13-10b-9) 宋本以下正義五節摠入「下拜登受」注下。

以伯舅耄老 (13-11a-1) 石經·宋本·淳熙本·岳本·纂圖本·毛本「耄」作「耄」是也。釋文同。

・涉級聚足 (13-11a-5) 案禮記曲禮「涉」作「拾」。鄭注「拾」當爲「涉」、聲之誤。孔氏因改爲「涉」。

・是進一等 (13-11a-5) 閩本·監本·毛本「等」作「級」非。

・河潁淮泗之間謂之潁 (13-11a-7) ◎阮刻本の「潁」字は「潁」字の誤刻。

・中婦人手長八寸謂之咫 (13-11a-8) 重修監本「中」改「申」非也。

隕越顛墜也 (13-11b-1) 宋本·淳熙本·足利本「墜」作「隊」是正字。釋文亦作「隊」。下同。

月堂下受胙於堂上 (13-11b-2) 纂圖本·閩本·監本·毛本「月」作「自」亦非。宋本·淳熙本·岳本·足利本作「拜」不誤。

・如命書于其上 (13-11b-3) ◎阮刻本の「如」字は「加」字の誤刻。

・大史述命 (13-11b-4) 宋本·閩本·監本·毛本作「大」。此誤「人」、今訂正。

○秋齊侯盟諸侯于葵邱 (13-11b-4) 監本「○」誤「注」字。毛本誤「傳」字。

諸侯欲求會葵邱 (13-11b-4) 宋本·岳本·纂圖本·監本·毛本「諸」作「晉」。「求會」宋本·淳熙本·監本·毛本作「來會」不誤。

言或向東 (13-11b-9) 纂圖本·監本·毛本「或」作「復」非。

君務靖亂無勤於行 (13-11b-10) 李注文選三國名臣序贊引「靖」作「靜」、「勤」作「懃」。

送死事生兩無疑恨 (13-12a-10) 纂圖本·閩本·監本·毛本「疑」作「猜」。

・能欲復言而愛身乎 (13-12b-4) 宋本此節正義在「將焉辟之」句下。

言此言之缺 (13-13a-2) 宋本「缺」作「闕」。陳樹華云、史記正義引作「玷」字。按說文、胡缺也。引詩「白圭之玷」。

高梁晉地在平陽縣西南 (13-13a-4) 案二十四年注「縣」上有「楊氏」二字。案釋地作「楊縣氏」亦衍文。晉書地理志、楊縣屬平

陽郡、可證也。

令不及魯 (13-13a-4) 釋文云「令」本又作「命」。

言國非已之有 (13-13a-7) 宋本·岳本「已」作「己」不誤。

經十年

卓以免喪 (13-14b-6) 宋本・淳熙本・岳本・足利本「以」作「已」。

北伐山戎 (13-15a-1) 宋本・淳熙本・纂圖本・監本・毛本「伐」作「戎」不誤。○今依訂正。

傳十年

子弑二君 (13-15b-3) 宋本・纂圖本「弑」作「殺」字。按宋本是也。實舉其事、故曰「殺二君與一大夫」。

言欲加已罪 (13-15b-5) 宋本・岳本「已」作「巳」。淳熙本作「以」非也。

・欲加至辭乎 (13-15b-5) 宋本此節正義在「臣聞命矣」節注下。

晉侯改葬共大子 (13-15b-8) 釋文云「共」本亦作「恭」。

・注下國曲沃新城 (13-15b-9) 宋本以下正義五節摠入「及期而往」注下。

・桓叔國之三世 (13-15b-10) 宋本「世」作「七」非也。◎正本は宋本と異なり、「世」字に作つて誤らず。

・天豈不達此事 (13-16a-9) 閩本・監本・毛本「天」作「夫」非也。

・有時而言 (13-16b-1) 宋本「言」作「信」不誤。◎正本は宋本と異なり、「言」字に作る。宋本の「信」字に作るのが正しい。

殄絶也 (13-16b-2) 淳熙本「殄」作「歆」非。

乏祀爲無主祭也 (13-16b-3) 考文引足利本有此七字、在「君其圖之」句下。盧文弨校本「爲」疑「謂」。

・十四年君之家祀其替乎 (13-17a-1) 閩本・監本・毛本「家」作「冢」誤也。

・三子至之幣 (13-17a-3) 宋本以下正義二節摠入「後出君」注下。

冬秦伯使冷至報問 (13-17a-6) 毛本「冷」作「洽」誤。注同。

・上軍之輿帥七人〔經解本「入」字に誤刻〕 (13-17a-9) 陳樹華云、「上」字當作「下」。前「申生將上軍」句上、亦當作「下」也。按閱

二年傳云、公將上軍、大子申生將下軍。陳樹華所訂、是也。

經十一年

晉殺其大夫平鄭父 (13-17b-7) 公羊疏云、左氏經無「父」字。然則今諸本有「父」者衍文也。

傳十一年

受玉惰 (13-18a-3) 案說文「惰」字下云「不敬」、引春秋傳曰「執玉惰」。

其何繼之有 (13-18a-5) 纂圖本・閩本・監本・毛本「其」誤「而」。

・孔晁云 (13-18a-10) 毛本「晁」作「鼃」亦非。

・伊雒之戎 (13-18b-2) 宋本此節正義在「同伐京師」句下。

經十一年

傳十一年

・不單言衛楚邱者 (13-19a-3) 宋本「楚」上有「而言衛」三字。◎正本には「而言衛」三字が無い。宋本に従ってこの三字を補うべきであろう。

夏楚滅黃 (13-19a-6) 石經初刻「楚人滅黃」。後刊去「人」字。

應乃懿德 (13-19b-4) 惠棟云、「應」讀曰「膺」。言膺受女匡輔之美德也。古人皆以「應」爲「膺」。

・君子至宜哉 (13-19b-9) 宋本以下正義二節摠入「管氏之世祀也」注下。

詩曰愷悌君子 (13-20a-1) 釋文「愷」作「凱」注同。云本亦作「愷」。「悌」本亦作「弟」。

・傳稱楚曰公殺齊管脩 (13-20a-5) 宋本「曰」作「白」是也。◎正本も宋本と同様「白」字に作って誤らず。

經十三年

傳十三年

秋爲戎難故 (13-20b-4) 監本「秋」上「○」誤「注」。淳熙本「故」誤「致」。

致諸侯成卒于周 (13-20b-5) 葉抄釋文「成」作「戎」。

・晉荐饑 (13-20b-6) 宋本以下正義二節摠入篇末。◎正本は「十三年傳晉荐饑」につくる。これが單疏本の形式。

・注従水運入河汾 (13-21a-5) 宋本・閩本・監本・毛本「水」上有「渭」字、是也。◎正本にも宋本諸本と同様「渭」字が有る。これが正しい。

經十四年

季姬及鄆子遇于防 (13-21a-8) 釋文「鄆」本或作「繪」。案公羊・穀梁作「繪」。

鄆國今琅邪鄆縣 (13-21a-8) 毛本「邪」改「琊」非。

平陽元城縣東有沙鹿土山在晉地 (13-21a-10) 案晉書地理志、元城屬陽平郡。此本及諸本並誤作「平陽」。二十三年傳「出於五鹿」注亦云「陽平元城縣」。

林屬於山爲鹿沙山名也 (13-21b-1) 閩本・監本・毛本「鹿沙」誤倒。

傳十四年

公怒止之 (13-22b-2) 顧炎武云、石經「止」誤「上」。案石經此處闕。炎武所據乃謬刻。閩本亦誤作「上」。

則云山有朽壤而自崩 (13-22b-9) 宋本・閩本・監本・毛本「朽」作「朽」不誤。「壤」閩本・監本・毛本誤作「壞」。◎正本も宋本諸本と同様「朽」字に作つて誤らず。

爲怨以深 (13-23a-4) 纂圖本「以」作「已」。宋本同。

猶無皮而施毛 (13-23a-4) 宋本・毛本下有「也」字。

適足使秦強 (13-23a-9) 宋本「強」作「疆」。

附釋音春秋左傳注疏卷第十四 僖十五年盡廿一年 ◎正本は同一卷で連続している。

經十五年

此仍非禮也 (14-01a-6) 閩本・監本・毛本「非」誤「爲」。

八月螽 (14-01b-1) 釋文「螽」本亦作「蠖」。案公羊作「蠖」。

又不以今之展氏其人是誰 (14-01b-6) 宋本「以」作「知」不誤。◎正本も宋本と同様「知」字に作つて誤らず。

說文云震劈歷振物者 (14-01b-7) 宋本亦作「劈歷」下同。閩本・監本・毛本作「霹靂」非也。◎正本は「劈歷」に作る。

禮書其字也 (14-01b-8) 宋本「禮」下有「當」字。◎正本にも宋本と同様「當」字が有る。これが正しい。

今此晉侯稱獲 (14-02a-3) 監本・毛本「稱」作「生」非也。

傳十五年

注晉侯至女也 (14-02b-2) 宋本以下正義三節摠入「既而皆背之」節注下。

- ・晉獻公娶于賈無子 (14-02b-2) 毛本「娶」誤「婆」。
- ・蓋於別有所見也 (14-02b-2) 宋本「於」作「杜」不誤。◎正本も宋本と同様「杜」字に作って誤らず。
- ・皆馬遷之「妄耳」 (14-02b-2) 閩本・監本・毛本「耳」作「也」非。◎正本は「耳」字に作って誤らず。
- 宣三年傳曰 (14-02b-6) 宋本・淳熙本・岳本・足利本「三」作「二」不誤。
- 晉侯烝於賈君 (14-02b-6) 纂圖本・閩本・監本・毛本「於」改「于」非也。
- ・注河外至西南 (14-03a-2) 閩本・監本・毛本作「河外河」。
- ・號之竟界也 (14-03a-3) 監本・毛本「竟」作「境」俗字。
- ・蓋焦瑕是其「一」 (14-03a-3) 閩本・監本・毛本脱「焦瑕」二字。
- ・言是城之大者 (14-03a-3) 閩本・監本・毛本「是」作「其」非。
- ・雖非是辭 (14-03b-1) ◎阮刻本の「是」字は「易」字の誤刻。
- ・注秦伯至詰之 (14-03b-3) 宋本以下正義五節入注文「晉侯車三壞」之下。
- 千乘三去 (14-03b-9) 惠士奇云、上林賦、江河爲隄、注云、遮禽獸爲隄。「隄」即「去」、實一字。
- ・秦易隔河 (14-04a-3) 宋本・閩本・監本・毛本「易」作「晉」不誤。◎正本も宋本諸本と同様「晉」字に作って誤らず。
- ・亦有秦勝晉之卦也 (14-04a-3) 宋本「有」作「是」不誤。◎正本も宋本と同様「是」字に作って誤らず。
- ・内卦爲巳身 (14-04a-8) 宋本「巳」作「己」不誤。
- 周九月 (14-04a-9) 毛本「周」誤「則」。
- 變化人意 (14-04b-10) 宋本・岳本「化」作「易」不誤。○今依訂正。
- 狃伏也 (14-05a-10) 淳熙本・岳本・纂圖本・閩本「伏」作「怵」非。釋文亦作「怵」。案毛氏六經正誤云、「怵」从大小之大、非从犬彘之犬也。按字从心大聲。說文本有此字。見詩釋文正義。今說文作「怵」非也。
- 得囚爲幸言必敗 (14-05b-5) 纂圖本・閩本・監本・毛本「爲」作「謂」非也。
- ・九月十三日 (14-05b-5) 宋本此節正義在注文「故隋泥中」之下。
- 輅秦伯 (14-05b-9) 顧炎武云、石經「輅」誤「轄」。案石經不誤。

反首亂頭髮下垂也 (14-06a-2) 宋本・淳熙本・足利本「下」上有「反」字

登臺而履薪焉 (14-06a-8) 釋文「履」、云徐本作「屨」。正義云、俗本作「屨」、定本作「履」。

・注罄康至得通 (14-06a-10) 宋本以下正義二節摠入注文「將以恥辱自殺」之下。

・俗本作屨 (14-06b-3)

・故踐者亦稱屨 (14-06b-3) ◎正本は右の二つの「屨」字をいずれも「履」字に作る。

使以免服衰經逆 (14-06b-3) 釋文「免」作「統」、云又作「免」。案當作「免」。

・若晉君朝以人 (14-06b-6) ◎阮刻本の「人」字は「入」字の誤刻。

・寡君之使婢子待執巾櫛 (14-06b-7) 宋本・閩本・監本・毛本「待」作「侍」是也。◎正本も宋本諸本と同様「侍」字に作る。これが正しい。

・不當舍此而注彼也 (14-06b-7) 閩本・監本・毛本注作「往」非。

・不煩彼注 (14-06b-8) 宋本「彼」作「此」。◎正本も宋本と同様「此」字に作る。これが正しい。要義本は「彼」字に作る。

曰上天降災使我兩君匪以玉帛相見而以興戎若晉君朝以入則婢子夕以死夕以入則朝以死惟君裁之 (14-06b-9) 案正義云、左傳本無此言。後人妄增之。今定本亦無。葉抄釋文云、此凡四十二字、檢古本皆無。尋杜注、亦不得有。有是後人加也。

正義作「使我兩君兩見不以玉帛」、與諸本亦異。

亦所以杜絕 (14-07a-2) 宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・足利本「杜」作「抗」不誤。

自曰上天降災 (14-07a-2) 案「自曰」以下二十字、乃釋文。閩本・監本・毛本誤入注。宋本・淳熙本・岳本所無。

晁杜注亦不得有 (14-07a-3) ◎阮刻本の「晁」字は「尋」字の誤刻。

若將晉侯入 (14-07a-4) 岳本「若」誤「君」。翻「岳本仍改作「若」。

祇以成惡 (14-07b-1) 釋文亦作「祇」。石經・宋本・淳熙本・監本・毛本作「祇」是也。纂圖本誤「祇」。段玉裁云、凡古祇適也。

如詩「亦祇以異」「祇攬我心」之類、皆从衣从氏。石經・廣韻不誤。○今訂正。

侍人亂爲已利 (14-07b-3) 宋本・岳本「已」作「己」不誤。

且召之 (14-07b-5) 顧炎武云「且」誤「國」。案石經此處闕。炎武所據、非唐刻也。

- ・作爰田 (14-07b-9) 宋本以下正義二節摠入注文「又使州長各繕甲兵」之下。
- ・賞衆以西易其疆畔 (14-07b-10) 宋本・閩本・監本・毛本「西」作「田」是也。◎正本も宋本諸本と同様「田」字に作って誤らず。
- ・乃改易與所賞之衆 (14-07b-10) 宋本「乃」作「今」不誤。◎今依作「乃」。◎正本も宋本と同様「今」字に作って誤らず。
- ・羣臣輯睦 (14-08a-3) 案郭璞爾雅注引作「百姓輯睦」。邢昺云、案僖十五年及成十六年皆云「羣臣輯睦」、其是乎。
- ・周禮卿大夫 (14-08a-6) 宋本「卿」作「鄉」不誤。◎正本も宋本と同様「鄉」字に作って誤らず。
- ・辨其可任者 (14-08a-7) 閩本・監本・毛本「辨」作「辯」。按周禮作「辨」。◎正本は「辨」字に作る。
- ・遇歸妹之睽 (14-08a-8) 宋本以下正義十二節摠入「明年其死于高梁之虛」注下。
- ・是嫁妹之象 (14-08a-10) 閩本・監本・毛本「嫁」作「歸」非。
- ・而以血爲盂 (14-08b-2) 宋本「盂」作「皿」不誤。◎今依訂正。◎正本も宋本と同様「盂」字に作って誤らず。
- ・以其雷爲火爲此羸敗姬 (14-08b-6) 監本・毛本「其」下衍「爲」字。「此」上脱「爲」字。
- 亦無眚也 (14-09a-2) 釋文「眚」本亦作「況」。
- ・上文與二 (14-09a-6) 宋本「二」作「三」不誤。◎正本・要義本も宋本と同様「三」字に作って誤らず。
- ・下文無應 (14-09a-8) 宋本「文」作「又」是也。◎正本も宋本と同様「又」字に作って誤らず。
- ・始有女承筐之象 (14-09b-2) 監本・毛本「始」誤「如」。宋本「女」作「此」。◎正本は「女」字に作る。或は「女」字が正しいか。
- 故車脱輶 (14-10a-5) 案傳文「脱」作「說」。釋文同。又云注同、則此亦當作「說」也。
- ・說卦離爲火 (14-10a-9) 宋本「火」下有「也」字。◎正本にも宋本と同様「也」字が有る。これが正しい。
- ・二四上耦爲陰位 (14-10a-10) 閩本・監本・毛本「耦」作「偶」。
- ・後說之弧 (14-10b-4) 閩本・監本・毛本「說」作「脱」非也。
- ・匪寇昏媾 (14-10b-5) 閩本・監本・毛本「昏」作「婚」。
- 於火爲姑 (14-10b-6) 諸本作「火」。沈彤云、當作「兌」。
- ・是謂我姪者我謂之姑 (14-10b-8) 閩本・監本・毛本誤作「是爲」。
- 家謂子圍婦懷嬴 (14-10b-9) 宋本「婦」作「歸」非。

明年其死於高梁之虛 (14-11a-1) 宋本・纂圖本・閩本・監本・毛本「於」作「于」非。

或取于時日旺相 (14-11a-2) 「補」各本「旺」作「王」。案釋文出「王」于況反。是讀作「旺」。字當作「王」。字當作「王」。則構虛而不經 (14-11a-2) 宋本「構」作「構」、乃慶元合刻時、避宋高宗諱。釋文作「講」、云本亦作「構」。依字讀。

他皆放此 (14-11a-3) 監本・毛本「放」改「倣」。正義「至放此」同。

・若盡皆附會爻象以求其事 (14-11a-7) 閩本・監本・毛本「若」誤「者」。

・全構虛而不經 (14-11a-7) 監本・毛本「全」誤「今」。宋本「構」作「構」。◎阮刻本も「今」字に作るが、「全」字が正しい。正本同じ。また正本は宋本と異なり「構」字に作る。

・陰陽書以爲春則爲木王 (14-11a-7) 宋本「則」下無「爲」字。◎正本にも宋本と同様「爲」字が無い。これが正しい。

・韓簡至何益 (14-11b-3) 宋本以下正義三節摠入「詩曰節」注下。

・ト以用龜 (14-11b-4) 宋本「以」作「之」是也。◎正本も宋本と同様「之」字に作る。これが正しい。

・已便不及此禍 (14-11b-6) 宋本「已」作「巳」不誤。

・龜筮從後而知 (14-11b-8) 閩本・監本・毛本「龜筮」誤倒。

・見於筮兆 (14-11b-8) ◎阮刻本の「筮」字は「著」字の誤刻。

・背則相憎 (14-12a-4) 重修監本「憎」誤「憎」。

唯此爲深 (14-12a-7) 纂圖本・閩本・監本・毛本「唯」改「惟」。○案此本「唯」、閩・監・毛本皆改作「惟」。

蛾析謂慶鄭曰 (14-13a-7) 釋文「蛾」本或作「蟻」。「析」作「皙」、本或作「析」。案惠棟云、婁壽曰、古「蛾」與「蟻」通。漢書「白

蟻羣飛、扶服蛾伏」。陳球後碑「蜂聚蛾動」。仲秋下旬碑「蛾附」。皆與「蟻」同。陳樹華云、禮記「蛾子時術」之「蛾」音「蟻」。

後漢書皇甫嵩傳「時人謂之黃巾」、亦名爲蛾賊。注云「蛾」音魚綺反、即「蟻」字也。

蛾析晉大夫也 (14-13a-8) 宋本無「也」字。

・注唐叔至庶兄 (14-13b-5) 宋本此節正義在「姑樹德焉」節注下。

經十六年 (14-13b-9) 宋本「春秋正義卷第十一」石經「春秋經傳集解僖中第六」。岳本「中」上有「公」字、並「盡廿六年」。◎正

本は「春秋正義卷第十二」に作る。

隕石于宋五 (14-13b-9) 案周禮大司樂正義引左傳作「貫石」。說文引作「碩石」。

見星之隕而隊於四遠 (14-13b-10) 淳熙本·纂圖本·閩本·監本·毛本「隊」作「墜」俗字。

· 曷爲先言貫而後言石貫石記聞 (14-14a-2) 宋本·毛本「貫」作「貫」。按公羊作「貫」。◎正本也宋本毛本與同樣「貫」字に作る。
· 不似雨者即稱隕也 (14-14a-5) 宋本無「也」字。◎正本にも宋本と同様「也」字は無い。

是月六鷁退飛過宋都 (14-14a-5) 石經「月」下旁增「也」字、是後人妄加。案公羊·穀梁「六鷁」作「六鷁」。釋文云、本或作「鷁」。

說文引傳亦作「鷁」。史記宋微子世家索隱引同。然則三傳經文本皆作「鷁」字。按說文作「鷁」、引「六鷁退飛」、無「鷁」字。

鷁水鳥 (14-14a-6) 李善注文選西都賦引作「鷁水鳥也」。

公與小斂 (14-14b-3) 釋文無「小」字、云本亦作「公與小斂」。

傳十六年

· 蓋當慮其在巳故問之 (14-14b-10) 宋本「巳」作「己」不誤。

魯喪齊亂宋襄公不終 (14-15b-2) 淳熙本脫「宋」字、「襄」誤「喪」。宋本·足利本無「公」字。

· 吉凶何從而生 (14-16a-5) ◎阮刻本の「何」字は「所」字の誤刻。

· 石鷁不由於人 (14-16a-7) 閩本·監本·毛本「鷁」下衍「所生」二字。

· 故假他占以告之 (14-16b-2) ◎阮刻本の「告」字は「對」字の誤刻。

齊徵諸侯而戍周 (14-16b-8) 石經無「而」字。

經十七年

傳十七年

多內寵 (14-18b-1) 案漢書五行志注·李善注文選范蔚宗後漢書皇后紀論引無「內」字。陳樹華云、上有「齊后好內」、下有「內

嬖如夫人者六人」之文、則此句「內」字似贅。疑涉後因「內寵」之文而衍。且杜氏不應舍此句而注下句也。

雍巫有寵於衛共姬 (14-18b-6) 釋文云「共」本亦作「恭」。

· 此人爲雍官 (14-18b-8) 閩本·監本·毛本「官」作「宜」非也。按作「雍」者「養」之省。

乙亥月八日 (14-18b-10) 閩本·監本·毛本「亥」下衍「十」字。

經十八年

傳十八年

・注楚金利 (14-19b-6) 宋本此節正義在「故以鑄三鐘」注下。
故以鑄三鐘 (14-19b-6) 石經・宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・閩本・監本・毛本「鐘」作「鐘」。
而從師于晉婁 (14-20a-2) 石經・宋本・淳熙本・岳本・足利本「從」作「後」是也。

經十九年

重名及不書名皆從赴 (14-20a-7) 宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・閩本・監本・毛本「重」作「書」是也。

・丙戌〔經解本「戌」字に誤刻〕卒于鄆 (14-21a-3) 宋本・閩本「戌」作「戊」不誤。◎正本是宋本・閩本と同様「戌」字に作つて誤らず。

・注地於至與盟 (14-21b-3) 毛本「於」下衍「齊齊亦」三字。

傳十九年

夏宋公使邾文公 (14-21b-10) 石經「宋」下有「襄」字、乃後人所增、非原刊也。

用鄆子于次睢之社 (14-22a-1) 淳熙本・纂圖本・監本・毛本「睢」作「睢」非也。

東經陳留 (14-22a-1) 釋文「經」作「徑」。

東夷皆社祠之 (14-22a-2) 閩本・纂圖本・監本・毛本作「祀之」非也。

・汴水自熒陽受河 (14-22a-4) 宋本・監本・毛本「熒」作「榮」非也。◎正本是宋本等と異なり、「熒」字に作る。これが正しい。

・漢書之例爲然 (14-22a-5) 毛本「例」作「倒」誤也。

・雜記言魯廟用羊 (14-22b-5) 毛本「記」作「紀」非也。

・皆是不用大牲也 (14-22b-6) 監本・毛本「不」作「以」誤也。

用人其誰饗之 (14-22b-7) 案風俗通義引作「用人其誰享之」。

其月二十一日執鄆 (14-23a-2) 各本作「鄆」。此誤作「甌」。今訂正。

退脩教而復伐之 (14-23a-2) 釋文「一」一本作「而復伐之」。「伐」衍字也。宋本無。案襄十一年注引此文有「伐」字。詩皇矣篇

正義引同。李善注文選陳琳爲曹洪與魏文帝書引作「退而脩德復伐之」。蓋以意增損也。

寡妻嫡妻 (14-23b-2) 釋文「嫡」作「適」、本或作「嫡」。

溝塹 (14-23b-9) 岳本「塹」作「塹」。釋文亦作「塹」。按玉篇引注作「塹」。

經二十年

改名高門也 (14-24a-1) 案水經泗水注引作「故名南門也」。

・言新有故木 (14-24a-4) 監本・毛本「木」誤「在」。

・言作有新在 (14-24a-4) 宋本「在」作「木」不誤。◎正本も宋本と同様「木」字に作って誤らず。

傳二十年

失土工之時 (14-21b-2) 各本作「土」。此誤作「土」。今訂正。

城郭牆塹謂之塞 (14-24b-3) 宋本・淳熙本・岳本「塹」作「塹」是也。○今訂正。

・城郭牆塹 (14-24b-8) 閩本・毛本「塹」作「塹」非。下同。

言豈不欲早暮而行 (14-25b-3) 釋文「暮」作「莫」、二本亦作「暮」。

懼多露之濡口 (14-25b-3) 宋本・岳本「口」作「口」不誤。

經二十一年

故摠見衆國共執之文 (14-26a-5) 淳熙本「見」作「〇」非也。

・公會諸侯晉大夫盟于扈 (14-26b-1) 監本・毛本「晉」作「及」非也。

傳二十一年

公欲焚巫庇 (14-26b-7) 石經宋本・岳本「庇」作「尪」。葉抄釋文亦作「尪」。下準此。

其面上向 (14-26b-7) 釋文「向」作「嚮」。檀弓注作「鄉」。

・穆公召縣子而問焉 (14-26b-7) 宋本「焉」作「然」。案檀弓作「然」。◎正本も宋本と同様「然」字に作る。これが正しい。

・尪者面鄉天 (14-27a-1) 閩本・監本・毛本「鄉」作「嚮」。檀弓注作「鄉」。

・又曰然則吾欲暴巫而奚若 (14-27a-2) 宋本・閩本・監本・毛本脱「然則」二字。◎正本は宋本諸本と異なり、「然則」二字を脱

しない。これが正しい。

務稽 (14-27a-5) 案論衡明雋篇・李善注冊魏公九錫文、並作「務稽」。

實司大暉與有濟之祀 (14-27b-5) 案玉篇日部暉字注云、大暉蒼精之君、伏羲氏也。廣韻亦作「大暉」。五經文字云、暉古帝號。皆從日月之日。從白者誤。石經・宋本作「暉」。下同。釋文同

大暉伏羲 (14-27b-5) 釋文「羲」作「戲」、云或作「犧」、又作「羲」。

叔孫豹曰 (14-28a-1) 釋文云「豹」宜爲「媯」。今傳本多作「豹」、恐是傳寫誤也。案正義亦云、當云「叔孫媯曰」。徧檢古本、皆作「豹」字。

附釋音春秋左傳注疏卷第十五 僖二十二年盡二十四年

經二十二年

須句雖別國 (15-01a-3) 山井鼎云「別國」諸本皆然。唯宋板改作「列國」。不知據何本也。

唯書伐邾取須句 (15-01a-4) 纂圖本・閩本・監本・毛本「唯」作「惟」。

傳二十二年

周幽王爲犬戎所滅 (15-01b-4) 毛本「犬」誤「大」。

平王嗣位 (15-01b-4) 宋本・淳熙本・岳本・足利本「位」作「立」。

婢子婦人之卑稱也 (15-02a-5) 宋本・淳熙本・足利本無「也」字。

・毛傳云洽合 (15-02b-1) 閩本・監本・毛本「洽」誤「治」。

不設備而禦之 (15-02b-5) 釋文「禦」作「御」、云本亦作「禦」。

戰戰兢兢 (15-02b-7) 釋文「兢兢」本或作「矜矜」。

詩小雅言常戒懼 (15-02b-8) 宋本「常」作「嘗」。

天惟顯思 (15-02b-9) 岳本「惟」作「維」非。

周頌言有國宜敬戒 (15-02b-9) 毛本「國」誤「四」。

蠶蠹有毒 (15-03a-3) 釋文「蠶」本又作「蝨」、俗作「蜂」。「蠹」字林作「蠹」。

・其小者謂之蠶蝨 (15-03a-4) ◎正本・殿本「蠶」字を「蠶」字に作る。

・張列反字或作蜃 (15-03a-4) 宋本「張列反」三字、作雙行。◎正本も宋本と同様、釋音の三字を小字雙行に作る。

公及邾師戰于升陘 (15-03a-5) 釋文「升」作「登」、云本亦作「升陘」。案玉篇「鄧」胡經切、鄉名、在高密。引傳作「戰於升鄧」。

・周禮虎賁氏 (15-03b-7) 監本・毛本「虎」字脱。重脩監本「賁」誤「貴」。

隘而不列 (15-04a-4) 李善注魏都賦・辨亡論・顏延年陽給事誅・陸士衡弔魏武帝文、引作「隘而不成列」。今諸本無「成」字。

・正義曰用兵之法 (15-04a-6) ◎正本には「用兵」の上に「言」字が有る。

・前敵無問疆弱 (15-04a-6) 閩本「問」誤「問」。毛本「弱」作「焉」亦非。

・還爲已害 (15-04a-7) 宋本「已」作「巳」不誤。

明設刑戮以恥不果 (15-04b-1) 纂圖本・毛本「設」作「殺」。

言尚能害已 (15-04b-2) 宋本・岳本「已」作「巳」。

・書曰此行也 (15-04b-9) 宋本「書」上有「陳」字、是也。◎正本には「陳」字無し。宋本が正しい。

・書傳所言師曠師曹錡師觸之類 (15-05a-7) 閩本・毛本「曠」誤「曠」。宋本「曹」下有「師」字。◎正本も宋本と同様「師」字が有る。これが正しい。

・釋詁云 (15-05a-7) 閩本・監本・毛本「云」誤「文」。

・代執之曰取 (15-05a-8) ◎阮刻本の「代」字は「伐」字の誤刻。道光本では訂正している。

・秩謂之闕 (15-05b-1) 閩本・監本・毛本「秩」誤「秩」。

・秩門限也 (15-05b-1) 宋本「秩」作「秩」是也。◎正本も宋本と同様「秩」字に作る。これが正しい。

・適近也 (15-05b-2) 釋文「適」作「爾」。

丁丑楚子入饗于鄭 (15-05b-3) 宋本・淳熙本・足利本「饗」作「享」。石經此處闕。下「饗畢」作「享畢」。此亦當作「享」也。

爲鄭所饗 (15-05b-3) 足利本「饗」作「享」。

・主人又酌以酌賓 (15-05b-3) 宋本・監本・毛本「酌」作「酬」。◎正本も宋本諸本と同様「酬」字に作る。これが正しい。

・楚賓子爵 (15-05b-5) [補] 各本「賓」作「實」。

以霸王自許 (15-05b-5) 宋本・閩本・監本・毛本「王」作「主」不誤。

庭實旅百 (15-05b-5) 足利本「百」作「伯」。注同。

・兼燕禮食禮與殮禮略同 (15-05b-7) 毛本「殮」誤「餐」。下「如殮公殮侯伯殮子男殮」、此「殮」並誤作「餐」。案當作「殮」。

・鮮魚八 (15-05b-8) 監本「八」作「人」。

・臠鼎一 (15-05b-8) 閩本・監本・毛本「臠」作「腳」非也。

・牢引九鼎無陪鼎也 (15-05b-9) 宋本・監本・毛本「引」作「別」字。按當作「列」。◎正本も宋本諸本と同様「別」字に作る。阮

校では「列」字に作るべきだとするが、これは「別」字が正しい。「別」とは「べつ」とに「べつ」の意味で、六朝時代の北朝の方
言。

・子男八十筭 (15-06a-1) 毛本「十」誤「千」。

・西夾東夾各六 (15-06a-2) 此本誤作「西來」。今訂正。

・茆菹麋醢 (15-06a-5) 宋本「麋」作「麋」是也。◎正本も宋本と同様「麋」字に作る。これが正しい。

・其實葵菹羸醢 (15-06a-5) 宋本「羸」作「羸」不誤。◎正本も宋本と同様「羸」字に作る。これが正しい。

・豚拍魚醢 (15-06a-5) 毛本「拍」誤「柏」。

・箬菹鴈醢 (15-06a-5) 毛本「箬」字墨釘。

・荀菹魚醢 (15-06a-6) 宋本・監本・毛本作「筍」。此本誤「荀」。◎正本も宋本諸本と同様「筍」字に作る。これが正しい。

・楚王其不没乎 (15-06a-9) 釋文「没」作「歿」。

終爲商臣所弑 (15-06b-2) 釋文「弑」作「殺」。音試。

經二十三年

春齊侯伐宋圍緡 (15-06b-3) 釋文亦作「緡」。石經經傳皆作「緡」、避唐太宗諱。

・而規杜云非也 (15-06b-8) 宋本「云」作「氏」不誤。◎正本も宋本と同様「氏」字に作って誤らず。

・楚之君臣最多混錯 (15-06b-9) 監本・毛本「之」誤「人」。

莊二十七年紕稱伯 (15-07a-2) 釋文「紕」本亦作「黜」。

傳二十三年

期期而不至 (15-07b-3) 釋文云、下期亦作「朞」。

・書曰名于策 (15-07b-3) 宋本「口」作「口」不誤。

淫刑以逞 (15-08a-2) 釋文「逞」作「呈」、云本或作「逞」。按作「呈」字是古文假借。

・嫌有異同盟傳重發不書之例 (15-08b-6) 宋本・監本・毛本「盟」作「故」。◎正本も宋本と同様「故」字に作る。これが正しい。

・字季子而爲司空之官 (15-09a-5) 宋本・閩本・監本・毛本作「季」。此本誤「乎」。今訂正。◎正本も宋本諸本と同様「季」字に作る。これが正しい。

狄人伐唐咎如 (15-09a-7) 石經「唐」作「唐」。釋文亦作「唐」。毛氏六經正誤以作「唐」爲非。案九經字樣云、「唐」音牆。左傳

唐咎如。

・正義曰成二年 (15-09a-8) 宋本「二」作「三」不誤。◎正本も宋本と同様「三」字に作って誤らず。

生伯儵叔劉 (15-09b-1) 釋文「儵」作「儵」、云本或作「儵」。

請待子請上 (15-09b-4) 石經旁增「然」字、非唐刻也。

有馬二十乘 (15-10a-2) 各本作「馬」。此本誤「焉」。今訂正。

懷其安實敗名 (15-10a-9) 石經・宋本・岳本「其」作「與」。案岳珂九經三傳沿革例云、建本及諸俗本多作「懷其安」。今從監本。

蜀本及諸善本作「與」字、是也。○今依訂正。

醉而遣之 (15-10a-9) 石經「醉」字上有「飲之酒」三字、乃後人所增也。

欲觀其裸 (15-10b-3) 宋本・岳本・纂圖本・毛本「裸」作「裸」。釋文亦作「裸」。○今訂作「裸」。

駢脅合脅 (15-10b-3) ◎阮刻本の「脅」字は「幹」字の誤刻。道光本では訂正している。

・諜候也 (15-10b-7) 閩本・監本・毛本「候」作「侯」非也。

・注薄迫也駢脅合幹 (15-10b-7) 宋本作「注薄迫至合幹」。◎正本は阮刻本と同様「注薄迫也駢脅合幹」に作る。これが正しい。

僖負羈之妻曰 (15-10b-9) 纂圖本・閩本・監本・毛本「羈」作「羈」、俗字。

乃饋盤飧眞璧焉 (15-11a-4) 諸本作「璧」。此本誤「璧」。下同。今訂正。

臣聞天之所啓 (15-11a-4) 監本「啓」下誤衍「注」字。

・正義曰天意不可必知 (15-11a-4) 宋本此節正義在「將建諸」句下。

・或言或者謂天意 (15-11a-9) ◎阮刻本の上の「或」字は「故」字の誤刻。道光本では訂正している。

・辟違禮而取 (15-11b-1) 考文「辟」作「譬」。盧文弼校本亦作「譬」。◎正本も「譬」字に作る。これが正しいか。

・晉語曰同姓不昏 (15-11b-1) 監本・毛本「昏」作「婚」。

犬戎狐姬之子 (15-11b-4) 宋本・淳熙本・岳本・足利本「犬」作「大」。

而天下不靖晉國 (15-11b-4) 石經・宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・閩本・監本・毛本無「下」字。此本誤衍。

國語狐偃趙衰賈佗三人皆卿才 (15-11b-6) 淳熙本「衰」誤「襄」。

・僖負羈言於曹伯曰 (15-11b-7) 閩本・監本・毛本「羈」作「羈」。

其過子弟 (15-11b-10) 盧文弼校本「過」下增「王」字、非也。

三退不得楚止命也 (15-12a-6) 閩本「止」作「王」非也。

晉侯惠公也 (15-12b-7) 岳本脫「也」字。

・沃謂澆水也 (15-13a-3) 毛本「水」作「手」非。

・既而以濕手揮之 (15-13a-4) 毛本「濕」作「溼」。案經典多以「濕」爲「溼」。

自拘囚以謝之 (15-13a-5) 宋本「周」誤「因」。

・伸於知巳 (15-13a-6) 宋本「伸」作「申」、「巳」作「己」。◎正本も宋本と同様「申」字に作る。

欲言賦詩斷章也 (15-13a-10) 宋本・淳熙本・岳本・足利本「欲」作「故」是也。

・杜言全引詩篇首 (15-13b-1) 宋本「首」作「者」不誤。◎正本も宋本と同様「者」字に作って誤らず。

・公孫段 (15-13b-2) ◎諸本「段」字に作るが、「段」字が正しい。

經二十四年

・殊之於別國 (15-14a-4) 閩本・監本・毛本「別」作「列」。◎正本は「別」字に作る。

傳二十四年

春王正月 (15-14a-4) 石經此行十一字、初刻似脫「王」字。

臣負羈縶 (15-14a-8) 案說文引作「臣負羈縶」。水經注四亦引作「縶」。石經避廟諱、偏傍作「縶」。閩本・監本・毛本「羈」作「羈」。

・馬則執鞫 (15-14a-10) 宋本「鞫」作「鞫」不誤。與少儀合。○今依訂正。

・係馬係狗 (15-14a-10) 監本・毛本「狗」誤「駒」。

所不與舅氏同心者 (15-14b-2) 禮記檀弓正義引傳「所」下有「反國」二字。案誓詞多云「所不」。襄二十五年傳「所不與崔慶者」。

論語「予所不者」是也。檀弓正義「反國」二字、疑後人妄加。

有如皦日 (15-14b-4) 宋本作「皦」〔經解本「皦」に誤刻〕。注及正義同。◎正本も宋本と同様「皦」字に作る。これが正しい。

高粱在平陽楊縣西南 (15-15a-3) 監本・毛本「楊」作「揚」非也。

呂甥卻丙 (15-15a-4) 宋本・岳本・纂圖本・毛本「丙」作「芮」不誤。淳熙本・監本作「芮」亦非。○今訂作「芮」。

將焚公宮而弑晉侯 (15-15a-4) 釋文「弑」作「殺」。案李善幽通賦注引傳作「殺」。後漢書宦者傳論注引同。

寺人披請見 (15-15a-5) 釋文「寺」作「侍」。

蒲城之役 (15-15a-6) 宋本「役」作「役」。說文云、古文「役」从人。

女中宿至 (15-15a-7) 釋文無「至」字、云本一作「女中宿至」。

・夫祛猶在 (15-15a-10) 監本・毛本「祛」作「袂」非也。

・彼時斬祛之恨今日猶在 (15-15b-1) 監本・毛本脫「今日猶在」四字。

・余未事君何有恩義於君焉 (15-15b-6) 毛本「焉」誤「爲」。◎阮刻本も毛本と同様「爲」字に誤刻している。

言若反齊桓 (15-15b-8) 岳本「若」誤「君」。

已將自去 (15-15b-8) 宋本・岳本「已」作「己」不誤。

行者甚多 (15-15b-8) 釋文「甚」一本作「其」。

被奄人 (15-15b-9) 淳熙本・岳本・纂圖本・閩本・監本・毛本「被」作「披」是也。

・豈唯刑臣一人乎 (15-15b-10) 閩本・監本・毛本「唯」作「惟」。

秦穆公女文嬴也 (15-16a-4) 淳熙本「文」作「之」非。

國未輯睦 (15-16a-5) 釋文「輯」本亦作「集」。案「集」「輯」古多通用。

皆秦卒共之 (15-16a-5) 釋文「共」本亦作「供」。

懼者甚衆矣 (15-16b-6) 釋文「甚」作「其」、云本或作「甚衆矣」。

屏括樓嬰 (15-16b-6) 「樓」石經·宋本·淳熙本·岳本·足利本作「樓」不誤。注同。

固請于公以爲嫡子 (15-17a-3) 釋文「嫡」本或作「適」。注同。

而曰下之 (15-17a-4) 宋本·岳本「曰」作「口」。下「口」力「同」。

入滑在二十一年 (15-18a-1) 宋本·淳熙本·岳本·纂圖本·足利本作「二十年」是也。

而執二子 (15-18a-5) 釋文本或作「而執其二子」、「其」衍字也。

推恩以行義 (15-18a-8) 宋本·淳熙本·岳本·足利本「行」作「成」。

以蕃屏周 (15-18b-3) 李善注文選曹子建求通親親表·任彥升齊竟陵文宣王行狀、並作「以蕃屏周室」。

管國在滎陽京縣東北 (15-18b-6) 監本·閩本「滎」誤「榮」。淳熙本·足利本作「榮」是也。

應國在襄陽城父縣西 (15-18b-7) 宋本·淳熙本·岳本·足利本「西」下有「南」字。段玉裁校作「襄城父城縣西南」是也。

馬平昌邑縣西有茅鄉 (15-18b-9) 宋本·淳熙本·岳本·纂圖本·監本·毛本「馬」作「高」不誤。案惠棟校本「西」下增「南」字。蓋據

後漢書郡國志。

· 文武成康之建母弟 (15-19a-6) 監本·毛本「文武」誤「武王」。

· 封康叔于南 (15-19a-8) 「補」各本「南」作「衛」是也。今依訂正。

· 周當成王即政之後 (15-19a-9) 宋本「周」作「固」是也。◎正本も宋本と同様「固」字に作る。これが正しい。

· 彼叔世爲三代之末世 (15-19b-1) 宋本「爲」作「謂」。◎正本も宋本と同様「謂」字に作る。これが正しい。

· 非武王時十五而周公加一也 (15-19b-1) 毛本「一」作「之」誤。

· 周公之允 (15-19b-7) 監本·毛本「允」誤「亂」。◎正本は「胤」字に作る。これが正しい。

· 隱七年解訖 (15-19b-7) 段玉裁校本「七」作「五」是也。

鄂不韡韡 (15-20a-1) 石經・宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・足利本「韡韡」作「韡韡」。注同。釋文亦作「韡韡」。
兄弟閱于牆 (15-20a-3) 釋文亦作「閱」。宋本・岳本・纂圖本・毛本作「閱」是也。

閱訟爭貌 (15-20a-4) 釋文云、「爭鬪之「爭」、本又作「諍」。

・常棣之本 (15-20a-7) 宋本・監本・毛本「本」作「木」是也。◎正本も宋本諸本と同様「木」字に作る。これが正しい。

・豈不韡韡而光明乎 (15-20a-7) 宋本「韡韡」作「韡韡」。下同。◎正本も宋本と同様「韡韡」字に作る。

暱近 (15-20b-8) 李善注宣德皇后令引作「昵近」。案「昵」爲「暱」之或體。

・庸勳至姦之大 (15-20b-10) 宋本此節正義在注「崇聚也」之下。

・故於耳目身口之上爲惡名耳 (15-21a-2) 宋本「身」作「心」不誤。◎正本も宋本と同様「心」字に作る。これが正しい。

心不則德義之經爲頑 (15-21a-10) 淳熙本「德義」誤倒。

使頽叔桃子出狄師 (15-21b-8) 釋文云「桃」本或作「姚」、亦宜音桃。

・王德狄人 (15-21b-9) 宋本此節正義在「將以其女爲后」之下。

・狄固貪恡 (15-22a-2) 宋本此節正義在「王又啓之」句下。

・下士十有二人 (15-22b-1) 毛本「下」作「卜」非也。

處于汜 (15-22b-7) 石經作「汜」。岳本作「汜」。釋文亦作「汜」。盧文弨云、當從釋文。下同。○今從釋文。

・郭璞云似燕紺色 (15-23a-2) 閩本・監本・毛本「紺」作「組」非也。

・案漢書尉他獻文帝翠鳥毛 (15-23a-3) 閩本・監本・毛本「他」作「佗」。「毛」宋本作「千」、與漢書南粵傳合。◎正本は宋本と同様「他」字に作る。また宋本と異なり「毛」字に作る。

子臧之服 (15-23a-7) 釋文「服」作「及」、一本作「之服」。

天子有事膳焉 (15-23b-5) 釋文云、周禮作「饗」字、音義皆同。案說文「饗」字下云、宗廟火孰肉。从炙番聲。春秋傳曰、天子有事饗焉。

享宋公有加禮也 (15-23b-9) 釋文「加」字絕句。一本無「也」字。讀摠一句。

得罪于母弟之寵子帶 (15-23b-10) 宋本無「弟」字。考文提要據僖五年正義、「弟」作「氏」是也。

一子周大夫 (15-24a-4) 「一」各本作「二」。此本誤。
得先君後已之禮 (15-24a-9) 宋本・岳本・足利本「已」作「巳」不誤。
守謂邢政卿國子 (15-24a-10) 宋本・岳本・足利本「政」作「正」是也。

附釋音春秋左傳注疏卷第十六 僖廿五年至廿八年

經二十五年

自爲其子來逆 (16-01a-8) 閩本「逆」誤「道」。

而以宋蕩寇之 (16-01a-9) ◎阮刻本の「寇」字は「冠」字の誤刻

・則此人字蕩也 (16-01b-2) 浦鐙校「云」字作「氏」。

不言遂時一事也 (16-01b-4) 宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・足利本「時」作「明」不誤。

・頓伯至納故 (16-01b-5) ◎阮刻本は「頓」字の上に「注」字を闕いている。

・故但言納不復言歸 (16-01b-7) 宋本重「歸」字、是也。案「歸」字下屬爲句。◎正本は宋本と同様「歸」字を重ねる。これが

正しい。

・納取須兩見 (16-01b-7) 宋本「取」作「不」不誤。◎正本は宋本と同様「不」字に作る。阮刻本同じ。これが正しい。

・三十一年魯始得曹田 (16-01b-10) 閩本「始」誤「殆」。

・往誤耳 (16-02a-1) 宋本・閩本・監本・毛本「往」作「注」不誤。◎正本は宋本諸本と同様「注」字に作る。阮刻本同じ。これが

正しい。

傳二十五年

掖以赴外 (16-02a-5) 詩衡門篇正義引作「持以赴外」、謂持其臂而投之城外也。案說文「掖」持臂也。詩正義作「持」以意改。

段玉裁云、「赴」當「仆」字之誤。謂兩持其臂脅、自城上投諸城下也。作「赴」則義未顯。

・遂謂臂下脅上爲掖 (16-02a-6) 閩本實闕「下脅上」三字。

・繼文之業 (16-02b-1) 宋本此節正義在注「匡輔周室」之下。

文公自以爲已當此兆 (16-02b-7) 宋本・岳本「已」作「己」不誤。

睽大有九三變而爲睽 (16-02b-10) 此本「睽」作「睽」、「大」「太」並誤。

遇公用亨于天子之卦也 (16-02b-10) 石經・淳化本・岳本・纂圖本・監本・毛本無「也」字。

故能爲王所宴饗 (16-03a-1) 岳本「饗」下有「也」字。

・戰克而王饗 (16-03a-1) 宋本此節正義在注「言卜筮協吉」之下。

・筮得大有是王享也 (16-03a-2) 閩本・監本・毛本「享」作「饗」。

晉侯朝王王饗醴 (16-03a-10) 石經 宋本・淳熙本・足利本「饗」作「享」。釋文亦作「享」、云注同。國語晉語作「饗」。詩彤弓正

義引同。劉向新序引作「享」。案作「享」爲正字。作「饗」爲同音假借。左氏多用正字。說詳成十二年。

又加之以幣帛以助勸也 (16-03a-10) 宋本・岳本・足利本「勸」作「歡」不誤。

闕地通路曰隧 (16-03b-1) 山井鼎云、禮喪大記疏引此注「闕」作「關」誤也。案李善思元賦注引作「掘」亦非。不知古穿地謂之「闕

地」。如「闕地及泉」其一也。○今訂正。

與之陽樊溫原欒茅之田 (16-03b-6) 淳熙本・監本・閩本・毛本「欒」作「攢」。釋文亦作「攢」非也。

晉於是始起南陽 (16-03b-6) 石經・宋本・淳熙本・岳本・足利本「起」作「啓」不誤。

蒼葛呼曰 (16-03b-7) 石經・宋本・淳熙本・岳本「蒼」作「倉」。注同。

蒼葛樊陽人 (16-03b-7) 宋本・淳熙本・岳本・足利本「樊陽」作「陽樊」不誤。

・稱舊都以爲本耳 (16-04a-1) 宋本・監本・毛本「都」作「郡」是也。◎正本は「都」字に作る。これは誤り。阮刻本は宋本諸本と同様「都」字に作る。

秦人過析 (16-04a-5) 釋文「析」俗作「枹」。

昏而傳焉 (16-04a-6) 顧炎武云、石經「傳」誤「傳」。案石經此處闕。炎武所據、乃謬刻也。

一名曰科 (16-04a-6) 宋本・岳本・纂圖本・足利本「曰科」作「白羽」不誤。淳熙本・監本・毛本亦誤「曰」。

掘地爲坎 (16-04a-9) 釋文亦作「掘」、云本又作「闕」字。按此「掘」字、必淺人所改。

乃降秦師囚申公子儀息公子邊以歸 (16-04a-10) 石經・宋本・淳熙本・岳本重「秦師」二字。

昔趙衰以壺飧從徑餒而弗食(16-05a-3) 閩本「壺」誤「壺」。石經：宋本「飧」作「飧」。注同。岳本作「飧」。閩本：監本·毛本作「餐」。案「飧」字當從夕從食。正義曰、劉炫改「徑」爲「經」、謂經歷饑餒、下屬爲句。案「經」「徑」古多通用。如楚詞招魂「經堂入輿」、注「經」一作「徑」。史記高祖本紀「夜徑」。索隱曰、舊音經。隸辨徐氏紀產碑「離直徑菅」即「經菅」也。

· 謂經歷飢餒(16-05a-5) 閩本·監本·毛本「飢」作「饑」非。

經二十六年

公迫齊師至鄆(16-05a-9) 釋文「鄆」作「鄆」、云「鄆」又作「鄆」。

不及(16-05a-9) 石經宋本·淳熙本·岳本·纂圖本·監本·毛本「不」作「弗」不誤。

· 齊人至弗及(16-05a-10) 閩本「弗」作「不」非也。

· 而書莒掣也(16-05b-2) 閩本·監本·毛本「掣」作「拏」非也。

公子遂如楚乞師(16-05b-6) 案惠棟云「遂」世本作「述」。述與遂古字通。「秦大夫西乞術」本亦作「遂」是也。

魯卿也(16-05b-6) 正義本「卿」作「大夫」、云今定本爲「魯卿」。

· 凡乞者○求過理之辭(16-05b-8) 閩本·監本·毛本「○」作「有」誤。「宋本」作「深」。○今訂從宋本。◎正本は宋本と同様「深」

字に作る。これが正しい。

· 執謙以逼成其討(16-05b-8) 宋本「討」作「計」、與釋例合。下「合計」同。○今依訂正。◎正本は宋本と同様「計」字に作る。

これが正しい。

· 故皆從與謀之例(16-05b-9) 宋本「皆」作「不」是也。

◎正本は宋本と同様「不」字に作る。これが正しい。

傳二十六年

· 門人從以爲諡(16-06b-2) 閩本·監本·毛本「諡」作「惠」非。宋本「諡」作「諡」。案當作「諡」。◎正本は宋本と異なり、「諡」

字に作る。これが正しい。

室如縣磬(16-06b-6) 釋文「磬」亦作「磬」、盡也。石經此處闕。諸本作「磬」。程瑤田通藝錄云、左傳「室如縣磬」、字从缶。

从缶與从石同意。「磬」有房室中空之象。室無資糧、故曰「如縣磬」也。國語作「縣磬」、韋注言、魯府藏空虛、但有椽梁

如縣磬〔附校勘記「磬」に誤刻〕也。假借之。凡器中空、皆謂之「磬」。如詩云「瓶之罄矣」是也。空則有盡義。故又謂盡爲「罄」。詩云「罄無不宜」是也。

・服虔云言室屋皆發徹（16-06b-8）◎阮刻本の「徹」字は「撤」字の誤刻。

我敵邑用不敢保聚（16-07a-6）案石經「不」字上、後人旁增「是」字、非唐刻也。

楚嫡子（16-07b-10）釋文「嫡」作「適」。

・明是適子有疾（16-08a-1）宋本・閩本・監本・毛本「適」作「嫡」。◎正本は宋本諸本とは異なり、「適」字に作る。阮刻本同じ。

・立其弟熊延（16-08a-1）閩本・監本・毛本「延」誤「廷」。

左右謂進退在已（16-08a-8）宋本・岳本「已」作「己」不誤。正義同。

・能左右者謂欲左則左（16-08a-8）宋本「謂」作「爲」。◎正本は宋本と異なり、「謂」字に作る。これが正しい。

・劉賈許穎既不守例爲斷（16-08b-1）閩本・監本・毛本「穎」作「穎」非也。

經二十七年（16-08b-7）

宋本「春秋正義卷第十三」。石經「春秋經傳集解僖下第七」。岳本・纂圖本「僖」下有「公」字、並「盡三十三年」。◎正本も宋本と同様「春秋正義卷第十三」に作る。

・杜意當以此爲明年始告（16-09a-8）監本・毛本「告」作「來」。◎正本は「告」字に作る。阮刻本同じ。

・然若成十三年公會諸侯伐秦（16-09a-9）宋本亦作「若」。閩本・監本・毛本誤作「則」。「秦」各本作「秦」是也。◎正本も宋本と同様「若」字「秦」字に作る。

・齊人使隰鉏請成（16-09b-3）監本・毛本「鉏」誤「鉅」。

・宋向戌（16-09b-3）宋本「戌」作「戊」不誤。◎正本も宋本と同様「戌」字に作って誤らず。

・此三事者（16-09b-4）毛本「此」誤「比」。

無嫌於與盟（16-09b-7）淳熙本「嫌」作「縑」非也。

傳二十七年

杞不共也（16-10a-6）釋文「共」本亦作「恭」。

・不廢喪紀 (16-10a-7) 宋本此節正義在「禮也」注下。

・樂記曰 (16-10a-8) 監本・毛本「記」作「紀」非也。

・諸侯相與 (16-10a-9) 宋本「與」作「於」是也。◎正本も宋本と同様「於」字に作る。阮刻本同じ。これが正しい。弔贈之數不有廢 (16-10a-9) 足利本「有」作「可」。

責無禮也 (16-10a-10) 釋文作「責禮也」、本或作「責無禮」者非。顧炎武云、石經「責」誤「青」。案石經此處闕。炎武所據、乃謬刻。

蔦楚邑 (16-10b-3) 諸本作「蔦」。此誤「爲」。今訂正。

・貫二人耳 (16-10b-3) 宋本以下正義四節在「何後之有」注下。

・耳助包也 (16-10b-4) ◎阮刻本の「包」字は「句」字の誤刻。

・夫有大功而無貴仕 (16-10b-10) 監本・毛本「無」作「爲」非也。

二百乘三萬二千五百人 (16-11a-5) 宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・監本・毛本「三萬」作「二萬」是也。

・謀元帥 (16-11b-4) 宋本以下正義二節摠入「德義利之本也」之下。

卻穀可 (16-11b-6) 釋文「穀」作「穀」、云本又作「穀」同。顧炎武云、石經誤作「穀」。案炎武所據、乃謬刻。

・遵禮以布德 (16-11b-10) 案「禮」下脱「樂」字。當據宋本・閩本・監本・毛本補。◎正本にも宋本諸本と同様「樂」字が有る。
いれが正し。

取納以言觀其志也 (16-12a-3) 宋本・岳本・足利本「取」作「賦」不誤。

・狐毛偃之兄 (16-12a-10) 宋本以下正義二節摠入「未安其居」注下。

・入務至生矣 (16-12b-8) 宋本以下正義二節摠入「未宣其用」注下。

不詐以求多 (16-13a-3) 纂圖本「多」下有「也」字非。下句注同。

公曰可矣乎 (16-13a-4) 石經「乎」字旁增。蓋初刊時脱去、覆勘増正也

謂明年戰城濮 (16-13a-8) 纂圖本・閩本・監本・毛本「謂」作「爲」非也。

經二十八年

- ・如此訊之也 (16-13b-8) 宋本「如」作「於」是也。◎正本も宋本と同様「於」字に作る。これが正しい。
- ・然魯殺之叢 (16-13b-10) 「補」毛本「之叢」作「子叢」是也。今依訂正。
- ・比令公子買楚戍衛 (16-14a-2) 宋本「楚」上有「爲」字。毛本脱「爲楚」二字。◎正本・要義本は宋本と同様「爲」字が有る。これが正しい。
- ・不與晉侯界宋公也 (16-14a-6) ◎阮刻本の「與」字は「以」字の誤刻。
- ・唯言晉師陳于莘北 (16-14b-3) 毛本「北」作「比」非。宋本作「此」、屬下句。◎正本は宋本と異なり、「北」字に作る。これが正しい。阮刻本同。
- 稱君以殺罪之 (16-14b-8) 宋本・淳熙本・岳本・足利本「君」作「名」不誤。
- 王子虎臨盟不同敵 (16-15a-1) 釋文「敵」云本又作「唾」。
- ・時國次也 (16-15a-8) 閩本・監本・毛本「也」誤「之」。
- ・則以大小爲序 (16-15a-10) 監本・毛本「爲」作「無」非也。
- ・杜云襄王聞戰勝 (16-15b-8) 宋本「聞」下有「晉」字、與傳注合。◎正本も宋本と同様「晉」字が有る。これが正しい。
- 雖爲叔武訟訴 (16-15b-10) 釋文「訴」本又作「愬」。
- ・傳言司城效節於府人而出 (16-16a-2) 閩本・監本「效」作「効」。案文年傳作「效」。
- ・令君陷罪 (16-16a-3) 毛本「令」誤「今」。
- 邾人秦人于濫 (16-16a-7) 石經・岳本「邾人」作「邾子」、與穀梁同。公羊作「邾婁子」。按石經是也。
- ・若宋向戍之後會 (16-16b-2) 宋本「戍」作「戊」是也。下同。
- 天王狩于河陽 (16-16b-5) 釋文「狩」本又作「守」。
- 許比再會不至 (16-17a-1) 宋本「比」作「此」非也。
- 故因會共伐之 (16-17a-1) 足利本無「會」字。
- 故從國逆例 (16-17a-1) 宋本・足利本「逆」下有「之」字。
- ・注晉感至之例 (16-17a-3) 毛本「之」誤「逆」。此節正義、宋本在「遂會諸侯圍許」注下。

傳二十八年

謂楚人曰 (16-17b-5) 石經·宋本無「曰」字。

謂告楚人言子叢不終戍事而歸 (16-17b-5) 宋本·岳本·足利本「謂」作「詐」。

· 輿人至於墓 (16-17b-9) 宋本此節正義在「師遷焉」注下。

· 皆韻如詩賦 (16-17b-9) 閩本·監本·毛本「皆」作「音」。

· 今定本作謀 (16-17b-10) 監本·毛本「定」作「先」非也。

言其無德居位者多 (16-18a-3) 淳熙本「居」作「車」非也。

· 恨公忘已而念彼也 (16-18a-7) 宋本「已」作「己」不誤。

距躍超越也 (16-18b-1) 各本作「躍」。此本誤「踊」。今改正。

百猶勵也 (16-18b-1) 宋本·岳本「勵」作「勸」。釋文亦作「勸」字。正義同。按「勵」者「厲」之俗。說文所無。「勸」音邁。「百」音

陌、雙聲也

· 注距躍至勵也 (16-18b-2) 宋本此節正義在「以徇于師」句下。

· 說文云躍迅也 (16-18b-3) 閩本·監本·毛本「迅」作「退」非也。

報借齊秦 (16-19a-1) 宋本·淳熙本·岳本·足利本「報」作「假」是也。

凡二十六年 (16-19a-1) 宋本·足利本「二」作「三」是也。

· 則須退辟也 (16-19b-3) 宋本「辟」作「避」。◎正本は宋本と異なり、「辟」字に作る。阮刻本は「避」字に作る。

· 言前人弱於已也 (16-19b-5) 宋本「已」作「己」不誤。下「與己」「彊於己」並同。

· 早自也斂 (16-19b-5) 閩本·監本·毛本「也」作「退」亦非。宋本作「收」。◎正本は宋本と同様「收」字に作る。これが正しい。

子玉使伯勞請戰 (16-19b-6) 淳熙本「玉」誤「欲」。石經此處闕。宋本·淳熙本·岳本·纂圖本·足利本「勞」作「勞」不誤。釋文亦

作「勞」、注同。

若敖楚武王之祖父 (16-19b-10) 淳熙本「祖」作「祖」非。

· 先軫曰子與之 (16-20a-8) 宋本以下正義三節摠入「退三舍」句下。

- ・更別爲之立討 (16-20a-10) 各本「討」作「計」不誤。
- 豈在久矣石經・宋本・淳熙本・岳本・足利本「矣」作「乎」是也。
- ・食言之爲 (16-21a-2) 宋本・閩本・監本・毛本「爲」作「僞」。◎正本も宋本諸本と同様「僞」字に作る。これが正しい。
- ・孟武伯惡都重曰 (16-21a-3) 宋本「都」作「郭」是也。◎正本も宋本と同様「郭」字に作る。これが正しい。
- ・通謂僞言爲食言 (16-21a-3) 宋本「謂」作「爲」非。◎正本は宋本と異なり、「謂」字に作る。これが正しい。
- ・素訓爲上 (16-21a-6) 宋本「上」作「空」是也。◎正本も宋本と同様「空」字に作る。これが正しい。
- ・鄴邱陵險阻名 (16-21a-10) 宋本以下正義「節摠入「吾且柔之矣」注下。
- ・前左水澤 (16-21b-1) 浦鐘校本「左」作「阻」字。按史記淮陰侯列傳曰、兵法右倍山陵、前左水澤。「倍」古「背」字。背猶後也。
- 原田每每 (16-21b-2) 案李善注魏都賦作「莓莓」。賈昌朝羣經音辨引作「莓莓」。實一字也。
- 喻晉君美盛 (16-21b-3) 宋本・淳熙本・足利本「君」作「軍」是也。
- 姬姓之國在漢北者 (16-21b-7) 山井鼎引足利本「之」作「諸」。
- 楚子伏已而豨其腦 (16-21b-9) 石經・宋本・岳本「已」作「己」不誤。
- 晉侯上向 (16-22a-1) 釋文「向」作「嚮」、云或作「向」。
- 子犯審見事宜 (16-22a-2) 淳熙本「子」作「也」非也。
- 令戒勅子玉子西之屬 (16-22a-7) 宋本・毛本「勅」作「敕」不誤。案說文「勅」勞也。從力來聲。陸德明云、來旁作力俗、以爲約「勅」字、是也。
- 鞞鞞鞞鞞 (16-22a-10) 釋文云「鞞」說文作「鞞」。惠棟云、案「羃」古文以爲「顯」。故傳作「鞞」、從古文省。
- ・鞞宏軸也 (16-22b-2) 案當作「引軸」。
- 正本・阮刻本等の諸本は「引軸」に作る。
- ・有約智者 (16-22b-2) 閩本實闕「約」字。
- 使若大將稍却 (16-22a-2) 纂圖本・閩本・監本・毛本「却」作「卻」、乃「卻」之譌。
- 是大崩 (16-23a-6) 淳熙本・纂圖本「是」上衍「不」字。

今熒陽卷縣 (16-23a-8) 宋本・纂圖本「熒」作「榮」非也。

鄉役之三月 (16-23a-9) 釋文「鄉」本又作「鄕」。案說文引傳作「鄕」。今傳作「鄉」、古文假借。

・鄭伯至而懼 (16-23a-10) 宋本以下正義二節總入注「子人氏九名」之下。

傅相也 (16-23b-8) 纂圖本「相」誤「規」。

命晉侯宥 (16-23b-9) 纂圖本・閩本・監本・毛本「宥」作「侑」。案周禮多用「宥」爲「侑」、古文假借字也。

尹氏王子虎 (16-23b-10) 淳熙本「尹」作「奚」非也。

叔興父大夫也 (16-24a-1) 毛本「大」誤「天」。

・注以策至寵晉 (16-24a-1) 宋本以下正義一節入「戎輅之服」注下。

賜之大輅之服 (16-24a-4) 石經・宋本・岳本・纂圖本・閩本・監本・毛本作「大輅」。案後漢書袁紹傳注引作「路」是也。「輅」乃俗字耳。

旅弓矢千 (16-24a-8) 監本・毛本「旅」誤「旅」。釋文云「旅」本或作「旅」字、非也。段玉裁云、古音「旅」「盧」無魚模斂侈之別。

如盧即盧聲可證。古字假旅爲驢。魏三體石經遺字之存於洪氏者、文侯之命篇有「旅荒寧」等字、而誤系之春秋傳。其「旅」

「旅」二文、一篆一隸。即盧弓盧矢之「盧」字也。魏時邯鄲・淳衛・敬侯諸冢、去漢未遠、根據尚精。蓋左氏最多古文。音

義云「旅」本或作「旅」、此正古本之善。小雅彤弓音義亦云「旅」或作「旅」字者非。此皆陸之疏爾。「旅」之字、魏人石經隸

體不用、則起於魏以後。昧於假旅之指、而改從元旁也。說文無「旅」字。石經「矢千」上、後人據別本旁增「十旅」二字。

釋文云、本或作「旅弓十旅矢千」。後人專輒加也。案詩小雅彤弓正義云、傳文直云「旅弓矢千」、定本亦然。故服虔云「矢

千」則弓十。是本無「十旅」二字。俗本有者誤也。

彤赤弓旅黑弓 (16-24a-8) 段玉裁校本「弓」並作「也」是也。

・注彤赤至征伐 (16-24a-9) 宋本以下正義四節總入「王慝」注下。

・以服射甲革楯質者 (16-24a-10) 宋本「服」作「授」是也。◎正本も宋本と同様「授」字に作る。これが正しい。

・以授射豺侯鳥獸者 (16-24b-1) 宋本「豺」作「豨」是也。毛本「侯」誤「猴」。◎正本も宋本同様「豨」字に作る。これが正しい。

・見諸近射田獵 (16-24b-4) 宋本・毛本「見」作「用」是也。◎正本も宋本・毛本と同様「用」字に作る。これが正しい。

柎鬘一亩 (16-24b-9) 淳熙本「亩」誤「鹵」。注同。

・釋草文 (16-24b-10) 閩本・監本・毛本「文」誤「云」

・掌先後王而趨以卒伍 (16-25a-5) 閩本・監本「伍」作「五」非也。

重耳敢再拜稽首 (16-25a-9) 此本「拜稽」二字誤作小字注。今訂正。

出入猶去來也 (16-24b-1) 毛本「猶」誤「相」。

・敢繩治之 (16-25a-8) ◎阮刻本の「敢」字は「當」字の誤刻。

自襄牛出 (16-25b-2) 監本「自」字上「〇」、應作「注」。

皆將「附校勘記「獎」に誤刻」王室 (16-25b-5) 釋文亦作「將」。淳熙本・岳本・纂圖本・閩本・監本・毛本作「獎」。

明神殛之 (16-25b-5) 釋文「殛」本又作「極」、誅也。下「是糾是殛」同。爾雅「殛誅也」。小雅菀柳・魯頌閟宮正義引並作「極」。

是「極」與「殛」通也。

俾隊其師 (16-25b-5) 釋文「俾」作「卑」、云本亦作「俾」。

・注驛助至能也 (16-25b-7) 宋本此節正義入「能以德攻」注下。

・餘皆釋言文注 (16-25b-8) 案「注」字衍。宋本無。◎正本も宋本と同様「注」字無し。これが正しい。

及其元孫 (16-25b-8) 石經・宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・足利本「其」作「而」是也。

初楚子玉自爲瓊弁玉纓 (16-25b-10) 案說文引作「璿弁玉纓」。張衡集引同。釋文「弁」作「玕」、本又作「弁」。

弁以鹿子皮爲之 (16-26a-1) 監本「子」誤「孟」。

瓊玉之別名 (16-26a-1) 淳熙本「瓊」作「璿」。案「璿」與「瓊」同。

・侯伯七 (16-26a-6) 閩本・監本「侯」誤「諸」。宋本・毛本「侯」上衍「諸」字。◎正本は宋本と異なり、「諸」字無し。これが正

し。

・蓋以玉飾纓之朱耳 (16-26a-7) ◎阮刻本の「朱」字は「末」字の誤刻。

・衛風淇奥篇也 (16-26a-7) 閩本・監本・毛本「奥」作「澳」非也。◎正本は「奥」字に作って誤らず。

余賜女孟諸之麋 (16-26a-9) 案禹貢作「孟豬」。正義云、左傳・爾雅作「孟諸」。周禮作「望諸」。聲轉字異、正是一地也。

- ・注孟諸至曰麋 (16-26a-10) 宋本此節正義在「弗致也」之下。
- ・導荷澤 (16-26b-1) 宋本「荷」作「荷」。◎正本は宋本と異なり、「荷」字に作る。
- ・水草交爲溜 (16-26b-1) 監本「水」誤「氷」。
- ・則衆意皆阻 (16-26b-7) 宋本「阻」作「沮」。◎正本は宋本と異なり、「阻」字に作る。
- ・裨竈請用礮罽禳火 (16-26b-9) 監本・毛本「罽」作「筭」非也。閩本作「華」謬。
- ・無所愛惜爲勁 (16-27a-1) 宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・閩本・監本・毛本「勁」作「勤」不謬。
- ・王時別遣追前使 (16-27a-6) 淳熙本「遣」誤「遺」。
- ・注夷諡 (16-27b-2) 宋本此節正義在「亡大旆之左旃」注下、非是。
- ・武子甯俞也 (16-27b-4) 葉抄釋文「俞」作「渝」。
- ・有渝此盟以相及也 (16-27b-10) 監本「有」誤「者」。
- ・奄甯子未備 (16-28a-5) 纂圖本・閩本・監本・毛本「奄」作「掩」是也。
- ・聞君至 (16-28a-5) 纂圖本・閩本・監本・毛本「君」作「公」非也。
- ・捉髮走出 (16-28a-6) 淳熙本「髮」誤「髮」。
- ・注牛馬至失之 (16-28a-10) 宋本以下正義摠入「亡大旆之左旃節」注「夷諡」疏後。
- ・劉炫規過以爲放牛馬於澤 (16-28a-10) 監本・毛本「以爲」誤倒。
- ・何得因放牛馬而亡左旃 (16-28b-2) 毛本「旃」誤「旃」。
- ・爲別失馬牛 (16-28b-2) 閩本・監本・毛本作「失牛馬」。
- ・鄭炫云 (16-28b-6) ◎阮刻本の「炫」字は「玄」字の誤刻。
- ・掌此三事而不脩 (16-28b-7) 宋本・淳熙本・岳本・足利本「三」作「二」是也。
- ・振旅愷以入于晉 (16-28b-10) 釋文「愷」作「凱」。
- ・注愷樂也 (16-29a-1) 宋本此節正義入「討不服也」注下。
- ・司馬注曰 (16-29a-2) ◎正本・要義本は「司馬法曰」に作る。これが正しい。

故使叔鍼莊子爲主 (16-29a-9) 宋本·淳熙本·岳本·足利本無「叔」字、是也。
先驗吏卒之義 (16-29b-1) 岳本「義」下有「也」字。

· 爲治獄吏褻尊者也 (16-29b-2) 閩本·監本·毛本「褻」作「褻」非也。

深室別爲囚室 (16-29b-9) 纂圖本·監本·毛本「別」作「則」非也。

故親以衣食爲已職 (16-29b-10) 宋本·岳本「已」作「己」是也。

褻衣囊 (16-29b-10) 宋本「衣」下有「之」字。

饋糜也 (16-29b-10) 宋本·岳本·足利本作「糜也」不誤。正義同。

言其忠至所慮者深 (16-29b-10) 宋本「至」作「主」。

· 注甯俞至者深 (16-30a-1) 宋本此節正義在「立公子瑕」注下。

· 注晉侯至之事 (16-30a-6) 宋本以下正義二節摠入「言其非地也」注下。

· 故自嫌疆大 (16-30a-8) 閩本·監本·毛本「疆」作「強」、與注合。◎正本は「疆」字に作る。

· 願王居踐土 (16-30b-1) 毛本「土」誤「上」。

· 此亦假其失地之文 (16-31a-2) 監本·毛本「亦」誤「一」。

趙盾之弑 (16-31a-4) 釋文「弑」作「殺」、音弑。

泄冶之罪 (16-31a-4) 此處「泄」字、宋本·淳熙本·岳本·纂圖本·閩本·監本·毛本並不作「洩」。此本字之僅存者。

危疑之理 (16-31a-4) 釋文一本「危」作「危」。

· 故改舊史 (16-31a-6) 閩本·監本毛「改」作「解」非。

有日無月 (16-31b-2) 纂圖本·監本·毛本「無」誤「有」。

今復增置三行 (16-32a-2) 纂圖本·監本·毛本「今」誤「合」。

附釋音春秋左傳注疏卷第十七 僖二十九年盡三十三年

經二十九年

玉子虎違禮下盟 (17-01a-7) 宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・閩本・監本・毛本「玉」作「王」是也。

・會王世子于首正 (17-01a-10) 宋本・閩本・監本・毛本「正」作「止」不誤。◎正本も宋本諸本と同様「止」字に作つて誤らず。

傳二十九年

春葛盧來朝 (17-01b-4) 石經・宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・監本・毛本「春」下有「介」字、是也。

・薪芻倍禾 (17-01b-8) 閩本・監本・毛本作「芻薪強」。

若宋向戌之後會 (17-02a-2) 宋本・淳熙本・岳本「戌」作「戊」是也。正義同。

・及其陴 (17-02a-5) 浦鏜正誤「及」作「反」。案國語作「反」。

・將亨而舍之 (17-02a-5) 宋本「亨」作「烹」、與國語晉語合。◎正本は宋本と異なり、「亨」字に作る。

・故有貳心也 (17-02a-6) 宋本・監本・毛本「貳」作「二」。◎正本は宋本諸本と異なり、「貳」字に作る。

・兼有此闕 (17-02b-8) 宋本「闕」下有「者」字。◎正本にも宋本と同様「者」字有り。これが正しい。

・案杜上注經云 (17-02b-8) 毛本「上」誤「卜」。

冬介葛盧來以未見公 (17-03a-3) 閩本・監本「以」下誤增「其」字。

經三十年

・當據周歇治廬爲文 (17-03b-2) 閩本・監本・毛本「廬」作「厖」非。下傳注同。

傳三十年

・渝盟先期入 (17-04a-3) 毛本「渝」誤「偷」。

・亦不討其使者 (17-04a-6) 毛本「討」誤「計」。

皆十穀 (17-04a-8) 岳本「穀」作「穀」非。

・注服卿至受命 (17-04b-3) 宋本此節正義在「辭卿」注下。

秦軍汜南 (17-04b-7) 石經「汜」作「汜」。釋文作「汜」、音凡。翻岳本同、是也。

在樊陽中牟縣南 (17-04b-8) 閩本・監本・毛本脫「南」字、「樊」誤「榮」。宋本作「榮」。按宋本最善、不應亦作「榮陽」。蓋慶元

重刻時、淺人所改也。

- ・僖三十四年汜下云 (17-04b-9) 宋本「二」作「一」是也。◎正本も宋本と同様「二」字に作る。これが正しい。
- ・楚成鄭師于汜 (17-04b-9) 宋本「成」作「伐」不誤。◎正本も宋本と同様「伐」字に作る。これが正しい。
- ・熒陽中牟縣南汜澤是 (17-04b-10) 宋本「熒」作「榮」。監本・毛本作「榮」亦非。◎正本は宋本諸本と異なり、「熒」字に作る。これが正しい。阮刻本同。
- ・尋討傳文 (17-04b-10) 閩本・監本・毛本「文」作「云」非也。段玉裁云、此疏有脱誤。
- 然鄭亡子亦有不利焉 (17-05a-4) 石經「然」上有「雖」字。案碑文乃唐人重刻、増入必有所據。
- 焉用亡鄭以倍鄰 (17-05a-8) 石經・宋本・淳熙本・岳本・足利本「倍」作「陪」。宋本釋文亦作「陪」。案錢大昕云、从自爲正。陪益也 (17-05a-8) 閩本・監本・毛本「陪」作「倍」非。
- 若舍鄰以爲東道主 (17-05a-9) 「補」諸本作「舍鄭」。此誤作「鄰」。今訂正。
- 共其乏困 (17-05a-10) 釋文「共」本亦作「供」。
- ・注行李使人 (17-05b-1) 宋本此節正義在「君亦無所害」句下。
- ・訓之爲吏 (17-05b-3) 監本・毛本「訓」誤「順」。
- 肆申也 (17-05b-7) 宋本「申」作「由」非。
- 若不闕秦將焉取之 (17-05b-7) 石經作「不闕秦焉取之」、後人于「不」字上、旁増「若」字、「焉」字上、旁増「將」字。刻本輒據石經續補之字妄増。唯宋本不誤。考文提要同。案正義本無「若將」二字。
- ・不闕秦焉取之 (17-05b-8) 宋本此節正義在「鄭人盟」句下。
- 使杞子逢孫楊孫戍之 (17-05b-10) 石經・宋本・淳熙本・岳本「楊」作「揚」。下同。
- 微夫人力不及此 (17-06a-1) 石經・宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・監本・毛本「力」〔附校勘記「本字に誤刻」「上有「之」字、是也。」〕
- 昌歎昌蒲菹 (17-06a-9) 葉抄釋文「菹」作「菹」。宋本正義同。是也。
- ・昌本昌蒲根 (17-06a-10) 各本作「根」。此本誤作「相」。今改正。
- ・齊有郟歌 (17-06b-1) 閩本「歌」誤「鄂」。

經三十一年

・取田取邑義亦同也 (17-07a-5) 重脩監本「田」作「日」非也。

・爲之緇衣熏裳 (17-07a-8) 宋本・閩本・監本・毛本「熏」作「纁」。考穀梁傳作「熏裳」。按據儀禮、則「熏」古文、「纁」今文也。

◎正本は「熏」字に作る。阮刻本同じ。

・免牛亦然 (17-07a-9) 監本「牛」誤「年」。

・三卜禮也 (17-07b-5) 宋本・閩本・監本・毛本作「三」。此本誤「二」。今訂正。◎正本も宋本等と同様「三」字に作って誤らず。

皆郊祀望而祭之 (17-07b-6) 宋本・淳熙本・岳本・足利本「皆」下有「因」字。

魯廢郊天而脩其小祀 (17-07b-7) 岳本前後並作「脩」。惟此處作「修」。

・國中山川 (17-07b-9) 監本・毛本「中」誤「之」。

・因郊祀天而望祭之 (17-08a-3) 監本・毛本「祀」作「祭」非。

・蓋有阻險可以避狄難也 (17-08a-7) 閩本・監本・毛本「阻險」作「險阻」。

傳三十一年

晉新得諸侯 (17-08b-1) 顧炎武云、石經「新」誤「親」。案石經此處闕。所據乃謬刻也。

東傳于濟 (17-08b-3) 顧炎武云、石經「傳」誤「傳」。所據亦謬刻。

濟水自熒陽東過魯之西 (17-08b-3) 閩本・監本・毛本「熒」誤「榮」。宋本作「榮」亦非。

・重館至曹地也 (17-08b-4) 宋本無「也」字、非也。◎正本にも宋本と同様「也」字無し。

・注諸侯至常祀 (17-08b-8) 宋本以下正義「節摠入」可也」句下。

・是以魯君孟春乘大路載弧韉 (17-08b-9) 閩本・監本・毛本「路」作「輅」、「韉」作「韉」。按作「路」、作「韉」是也。◎正本は「路」字、「韉」字に作る。阮刻本同じ。

・ト云ト其牲 (17-09a-3) 宋本「ト」作「上」云是也。◎正本も宋本と同様「上」云に作る。阮刻本同じ。

・然則牛雖卜吉未得稱牲 (17-09a-4) 各本作「卜」。此本誤「十」。今改正。

・不可改名爲牲 (17-09a-5) 閩本・監本・毛本「可改名」三字誤作「吉日不」。此本修板誤同。「牲」誤「性」。○今改正。

慢瀆龜策 (17-09b-2) 監本・毛本「慢」作「漫」非也。

・止謂趙衰作五軍 (17-09b-2) 閩本・監本・毛本「止」誤「正」。

ト曰三百年 (17-09b-3) 釋文「曰」音越。或人實反、非也。

・ト曰三百年 (17-09b-4) 宋本以下正義二節摠入「相奪予享」注下。

・積四百三十年 (17-09b-5) ◎阮刻本の「三」字は「二」字の誤刻。

相奪予享 (17-09b-6) 岳本「予」作「子」。翻本仍作「予」不誤。宋本亦誤「子」。

自當祀相 (17-09b-6) 各本作「相」。此本誤「伯」。今訂正。

非衛所絶 (17-09b-10) 纂圖本・毛本「絶」作「滅」非。

經三十二年

・故言其諡也 (17-10a-8) 案「諡」當作「諡」。宋本多作「諡」者、必是慶元重刻時所改。◎正本是宋本と異なり「諡」字に作る。

阮校が指摘するように、これが正しい。

・而規其謬非也 (17-10b-1) 宋本「謬」作「繆」。◎正本是宋本と異なり、「繆」字に作る。

・會狄于櫜函 (17-10b-3) 閩本・監本・毛本「櫜」作「攢」非也。

・故不言地也 (17-10b-4) 閩本・監本・毛本脱「也」字。

・以狄俗逐水草 (17-10b-5) 閩本・監本・毛本「以」作「此」非也。

同盟踐土狄泉 (17-10b-6) 宋本・岳本閩本・監本・毛本「狄」作「翟」不誤。

傳三十二年

殯窆棺也 (17-10b-10) 釋文「窆」一本作「塗」字。按「塗」是也。殯用塗不可云「窆」。葬乃云「窆」。

・執斧以涖匠師 (17-11a-2) 閩本・監本・毛本「涖」作「蒞」。

・月中而墮 (17-11a-2) 宋本「月」作「日」不誤。◎正本も宋本と同様「日」字に作って誤らず。

・封墮窆聲相近而字改易耳 (17-11a-2) 監本「墮」誤「搆」。

・殯則櫜置於西序 (17-11a-2) 閩本・監本・毛本「櫜」作「攢」字。按禮記喪大記、从木作「攢」。从手者非也。説文無「攢」。

ト偃聞秦密謀 (17-11a-7) 各本作「聞」。此本誤「問」。今訂正。

蹇叔哭之曰孟子 (17-11b-8) 釋文云「孟子」或作「孟兮」。案石經初刻作「孟子」、改作「孟兮」、非當時勘正、乃後改也。臧林

云、唐石經今作「孟子」。細驗其剜改之跡、原是「孟兮」字、非也。按作「兮」爲勝。「兮」者語所稽也。「子」男子之美稱。

蹇叔此語有傷痛之聲、不必以美稱加諸其子也。

• 中壽 (17-11b-10) 宋本以下正義四節摠入「余收爾骨焉」節注下。

晉人禦師必於穀 (17-12a-2) 釋文「穀」本又作「嶠」。案後漢書寵參傳云、孟明視喪師於嶠。

穀有二陵焉 (17-12a-3) 毛本「有」誤「在」。案李善注西都賦引傳作「嶠」。

• 高平謂上地豐正 (17-12a-4) 宋本・閩本・監本「上」作「土」不誤。毛本作「王」非也。◎正本も宋本諸本と同様「土」字に作つて誤らず。

兩山相嶽 (17-12a-7) 釋文「嶽」本或作「嵐」非也。

• 其阨道在兩穀之間 (17-12a-9) 監本・毛本「阨」作「阨」誤。應作「阨」。◎正本は「阨」字に作る。阮刻本同じ。

• 是文王之所避風雨者也 (17-12a-10) 閩本・監本・毛本亦作「也」、與公羊合。宋本作「故」屬下讀。◎正本は宋本と異なり、「也」字に作る。

經三十三年

晉侯韓背喪用兵 (17-12b-6) 宋本・岳本・纂圖本・閩本・監本・毛本「韓」作「諱」。案正義亦作「諱」。淳熙本作「驢」非也。

戎子駒友之先也 (17-12b-7) 宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・閩本・監本・毛本「友」作「支」是也。

諸戎倚之 (17-12b-7) 釋文亦作「倚」。纂圖本・毛本「倚」誤「倚」。

• 晉諱而以微人告 (17-13a-3) 浦鏜正誤「入」作「者」。

• 又何恥諱而以微者告 (17-13a-4) 浦鏜正誤「又」作「有」。

周十一月今九月 (17-13a-7) 纂圖本・監本・毛本「」作「」非。

傳三十三年

春晉秦師過周北門 (17-13b-2) 案「晉」字衍。石經・宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・監本・毛本並無。

• 攝叔爲右 (17-13b-5) 監本「右」作「石」非也。

・故左右下御不下 (17-13b-6) 閩本上「下」字誤「不」。

入險而脫 (17-14a-1) 顧炎武云、石經「入」誤「人」。案碑「入」字右邊闕。炎武所據、乃謬刻也。

・故先韋乃入牛 (17-14a-6) 宋本「牛」下有「也」字。◎正本には宋本と異なり、「也」字無し。

爲從者之淹 (17-14a-9) 顧炎武云、石經「淹」誤「流」。案石經此處闕。炎武所據、亦謬刻也。

・注腆厚至菜薪 (17-14b-1) 宋本以下正義二節摠入「且使遽告于鄭」注下。

・皆視殮牽 (17-14b-1) 毛本「殮」作「餐」亦非。宋本作「殮」。下同。○今並改作「殮」。後不悉出。◎正本も宋本と同様「殮」字に作る。これが正しい。

・積既得殮 (17-14b-3) 宋本「得」作「視」是也。◎正本も宋本と同様「視」字に作る。これが正しい。

・駟遽傳也 (17-14b-4) 閩本・監本・毛本「駟」作「驛」非也。◎正本は「駟」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

鄭穆公使視客館 視秦二大夫之舍○ (17-14b-5) 案傳文七字、注文七字。此本・閩本並脫。據石經・宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・監本・毛本有此傳注。

則束載厲兵秣馬矣 (17-14b-5) 釋文云「秣」說文作「秣」、云食馬穀也。閩本・監本誤作「抹」。

・注資糧至羊豕 (17-14b-8) 宋本以下正義二節摠入「杞子奔齊」節下。

・歸殮饗餼五牢 (17-14b-8) 毛本「殮」作「餐」非。宋本作「殮」。從夕不從歹。◎正本も宋本と同様「殮」字に作る。これが正しい。

・飪一牢腥一牢 (17-14b-8) ◎阮刻本の「一」字は「二」字の誤刻。

猶秦之有具囿也 (17-14b-10) 山井鼎云、宋本「囿」作「圃」。考文所謂宋本即此本也。此本初刊似作「圃」。後改從「囿」。盧文

昭鍾山札記云、宋時本是「具圃」。今本作「具囿」。引初學記・水經注・高誘呂氏春秋注、並作「具圃」爲是。案唐石經・宋本・淳熙本・岳本及諸刻本皆作「圃」。

以閒敝邑若何 (17-15a-2) 石經初刻「閒」誤「閑」。重勘工。

熒陽中牟縣西有圃田澤 (17-15a-3) 宋本・淳熙本・毛本「熒」作「榮」非也。

逢孫揚孫奔宋 (17-15a-4) 纂圖本・閩本・監本・毛本「揚」作「楊」。

孟明曰 (17-15a-4) 淳熙本「曰」誤「白」。

・注迎來至於事 (17-15a-8) 宋本此節正義在注文「爲公如齊傳」下。

・及聘事皆畢乃云 (17-15a-8) 閩本・監本・毛本「云」作「去」。◎正本は「云」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・是來有郊勞 (17-15a-9) 宋本・閩本・監本・毛本「郊」作「郊」是也。◎正本も宋本諸本と同様「郊」字に作る。これが正しい。

言不可謂背君 (17-15b-8) 各本作「背」。此本誤「昔」。今改正。

襄公嫡母 (17-16a-3) 釋文「嫡」作「適」。

曰彼實構吾二君 (17-16a-4) 石經初刻作「構」是也。後改從才旁。宋本・監本・毛本作「構」。

○狄侵齊因晉喪也 (17-16b-7) 監本「○」誤「注」字。

・卻缺獲白狄子 (17-17a-2) 宋本以下正義五節摠入「亦未有軍行」注下。

耨鋤也 (17-17a-6) 釋文「鋤」作「鉏」、云本亦作「鋤」。

・耨柄尺此其度也 (17-17a-8) 宋本「柄」作「柄」。案呂氏春秋任地篇作「柄」。○今訂作「柄」。◎正本も宋本と同様「柄」字に

作る。これが正しい。

欲殺文公 (17-17b-2) 纂圖本・閩本・監本・毛本「殺」作「弑」。

舜之罪也殛鯀 (17-17b-3) 石經「鯀」字改刻。初刻似作「鯀」。

祗敬 (17-17b-6) 宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・閩本・監本・毛本「敬」下有「也」字。

詩曰采葑采菲 (17-17b-9) 宋本「曰」作「云」。石經此處闕。

・陸璣毛詩義疏云 (17-18a-2) 監本・毛本「璣」作「璣」是也。◎正本は「璣」字に作る。

・莖籩葉厚而長 (17-18a-2) 宋本「籩」作「籩」。案「籩」俗「籩」字。◎正本も宋本と同様「籩」字に作る。これが正しい。

・三月中烝煮爲茹 (17-18a-3) 宋本「烝」作「蒸」。◎正本は宋本と異なり、「烝」字に作る。阮刻本同じ。

・詩故云上善下惡 (17-18a-3) 閩本「詩」作「時」是誤字。按「詩故」謂詩之訓故。

外僕髡屯禽之以獻 (17-18b-4) 石經・宋本凡「髡」字皆作「髡」是也。○今依訂正。

在熒陽密縣東北 (17-18b-5) 宋本・淳熙本・纂圖本・毛本「熒」作「熒」非也。

經襄城定陵入汝 (17-18b-7) 釋文「經」作「徑」。

・注文公至倒錯 (17-19a-9) 宋本此節正義入「非禮也」注下。

・乙巳非十二月 (17-19a-9) 山井鼎云、宋板無「二」字。案此本「二」字擠增。◎正本にも宋板と同様「二」字無し。

・或可編絕之處 (17-19b-4) 宋本「可」作「由是也」。◎正本は宋本と異なり、「可」字に作る。これが正しい。

・致使彼此共剩一文耳 (17-19b-4) 宋本「剩」作「乘」。◎正本も宋本と同様「乘」字に作る。これが正しい。

新主既立特祀於寢 (17-19b-8) 宋本・岳本・足利本無「立」字、與正義合。

・耐之於祖 (17-19b-10) 宋本・閩本・監本・毛本作「祖」。此本誤「植」。今改正。

・徬徨求索 (17-20a-1) 宋本「徬」作「彷彿」。◎正本は宋本と異なり、「徬」字に作る。

・文少詳耳 (17-20a-3) 閩本・監本・毛本「少」作「小」非也。

・祔祠烝嘗 (17-20a-5) 監本・毛本「祠」作「祀」非也。

・釋例云 (17-20b-2) 宋本「云」作「曰」。◎正本は宋本と異なり、「云」字に作る。阮刻本同じ。

・卒哭明日 (17-20b-6) 浦鏜云、案士虞禮無「卒哭」二字。當作「既夕」也。案浦鏜說大誤。士虞記、明日以其班耐。注云、

卒哭之明日也。

・作主致之於寢 (17-20b-7) 閩本・監本・毛本「致」作「置」。

・則其餘宗廟四時常祀 (17-20b-10) 閩本・監本・毛本「則」誤「而」。

・冬十二月晉侯周卒 (17-21a-2) 宋本「二」作「一」不誤。◎正本は宋本と同様「一」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・凡三年喪畢然後禘 (17-21a-4) 閩本・監本・毛本「然」作「而」。

・十日而後行事 (17-21a-5) 宋本「十」作「卜」不誤。◎正本も宋本と同様「卜」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・釋天文 (17-21b-3) ◎阮刻本の「文」字は「云」字の誤刻。

附釋音春秋左傳注疏卷第十八 文元年盡四年

宋本「春秋正義卷第十四」。石經「春秋經傳集解文上第八」。岳本・纂圖本「文」字下增「公」字。並盡十年。

文公

經元年

- ・釋例曰 (18-01a-7) 宋本「曰」作「云」。◎正本は宋本と異なり、「曰」字に作る。阮刻本同じ。
- ・表朝儀以同百姓之心 (18-01a-8) ◎阮刻本の「同」字は「固」字の誤刻。
- ・且引顧命康王之事 (18-01a-10) ◎阮刻本の「且」字は「杜」字の誤刻。
- ・名號即成 (18-01b-1) 毛本「即」誤「既」。
- ・九年春毛伯來求金 (18-01b-2) 宋本・閩本・監本・毛本作「金」。此本誤「今」。今改正。
- ・王使榮叔歸含且贈 (18-01b-5) 宋本・毛本「贈」作「贈」是也。◎正本も宋本諸本と同様「贈」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
- ・天子使大夫會葬爲得也 (18-01b-6) 宋本「得」下有「禮」字。◎正本も宋本と同様「禮」字が有る。これが正しい。
- ・本是紀滅 (18-02a-1) 宋本作「本封絕滅」不誤。○今依訂正。◎正本も宋本と同様「本封絕滅」に作る。これが正しい。
- ・國名尚存 (18-02a-1) 宋本・閩本・監本・毛本作「存」。此本誤「百」。◎正本も宋本諸本と同様「存」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
- ・則賜命立有服 (18-02a-6) 宋本・監本・毛本「立」作「亦」不誤。◎正本も宋本諸本と同様「亦」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
- ・貶他國之卿已成體例體例 (18-02b-2) 閩本・監本・毛本「已」作「以」。

傳元年

- ・食子奉祭祀供養者也 (18-02b-8) 宋本「供」作「共」。釋文「供」俱用反。陳樹華云、釋文若本作「供」、無煩音切。且傳注前後多作「共」。此乃傳寫之誤。
- ・歸餘於終 (18-03a-2) 案史記麻書「餘」作「邪」。注云、邪音餘。
- ・事則不悖 (18-03a-6) 漢書律麻志引傳「悖」作「諄」。
- ・舉正於中 (18-03a-9) 毛本「正」誤「止」。

- ・皆以閏餘減章歲餘 (18-03a-10) 監本「減」作「滅」誤。
- ・章有七閏入章三年閏九月 (18-03b-1) 閩本・監本・毛本「入」作「八」非。
- ・則未滿二十二月 (18-03b-10) 宋本「二十」作「三十」是也。◎正本も宋本と同様「三十二月」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
- ・必以日月全數爲始 (18-04a-4) 宋本「月」下有「之」字、是也。◎正本は宋本と異なり、「之」字無し。
- ・一歲止少弱十一日 (18-04a-8) 閩本・監本・毛本「止」作「只」。
- ・今於餘分三百四十八 (18-04a-10) 毛本「今」作「令」。◎阮刻本は「三」字を「二」字に誤刻。道光本では訂正。
- ・内取二百二十五 (18-04a-10) 毛本「二十」作「三十」。
- 王使毛伯衛來賜公命 (18-04b-8) 釋文「賜」作「錫」。淳熙本・纂圖本・閩本・監本・毛本同。顧炎武云、石經「錫」誤「賜」。漢書五行志作「毛伯賜命」。案經與傳文、往往不同。顧炎武以作「賜」爲誤、非是。釋文無「王使」二字、云一本作「王使」、一本作「天王使」。
- ・注衛毛伯字 (18-04b-9) 宋本此節正義在注「謝賜命」之下。
- ・晉襄公既祥 (18-05a-3) 宋本以下正義二節摠入注「身見執辱」之下。
- 陳共公曰 (18-05a-9) ◎阮刻本の影印本には「共」字を「其」字に誤まつて訂正したものが有る。
- 而失今事霸王之禮 (18-05b-1) 淳熙本・纂圖本亦誤作「王」。宋本・岳本・閩本・監本・毛本作「主」。
- ・以謀而濟 (18-05b-3) 監本「濟」作「齊」非也。
- ・大字小小事大 (18-05b-4) 監本・毛本「字」作「事」非也。
- ・所以相保時也 (18-05b-4) 宋本「時」作「恃」是也。◎正本も宋本と同様「恃」字に作る。これが正しい。
- ・則非善計 (18-05b-5) 毛本「計」誤「可」。
- 職商臣庶弟也 (18-06a-1) 宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・足利本無「也」字。
- 享江芊而勿敬也 (18-06a-3) 淳熙本「芊」作「芊」亦非。顧炎武云、石經誤作「芊」。所據乃謬刻。宋本・岳本・纂圖本・毛本作「芊」不誤。注同。○今訂正。

宜君王之欲殺女而立職也(18-06a-5) 案韓非子作「廢女」。劉知幾史通言語篇引同。陳樹華云、上云黜商臣、似作「廢」字爲是。然江革怒故甚其辭。讀者正不必泥也。

王以東宮卒從子玉(18-06a-8) 纂圖本「子」誤「乎」。

言其忍甚(18-06a-10) 纂圖本「忍」誤「忽」。

・冤枉之人衆矣(18-06b-2) 閩本・監本・毛本「冤」作「冤」非也。

・爲大子之室(18-06b-4) 宋本此節正義在注文「列兵而環王宮」之下。

・商臣令既爲王(18-06b-4) 宋本・閩本・監本・毛本「令」作「今」不誤。◎正本も宋本と同様「今」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・凡君至並聘(18-06b-7) 宋本此節正義在注文「皆用吉禮」之下。

則國事皆用吉禮(18-07a-4) 纂圖本・毛本「吉」誤「古」。

經二年

馮翊郃陽縣西北有彭衙城(18-07b-5) 宋本・淳熙本・岳本・足利本「郃」作「郃」不誤。○今訂正。

・此年晉士穀堪其事(18-07b-5) 監本・毛本「年」誤「言」。

・左傳唯言祔而作主(18-08a-2) 閩本・監本・毛本「祔」誤「祔」。

・非虞練再從(18-08a-2) ◎阮刻本の「從」字は「作」字の誤刻。

・論語哀公問主於宰我(18-08a-2) 宋本「主」作「社」。案鄭注論語作「主」。◎正本は宋本と異なり「主」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・劉炫就所以規杜過(18-08a-4) 仁和梁履繩云「所」下脱「見」字、非。宋本「所」作「此」是也。○今正。◎正本も宋本と同様「此」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

不雨足爲災(18-08b-7) 毛本「足」誤「是」。

五穀猶有收(18-08b-7) 宋本「收」下有「也」字。

時未應吉禘(18-08b-8) 重脩監本「吉」作「告」非也。

・釋詁文 (18-08b-10) 閩本・監本・毛本「文」誤「云」。

故貶四國大夫以尊秦伯 (18-09a-8) 宋本・岳本・足利本無「伯」字。

・四人至尊秦 (18-09a-9) 閩本・監本・毛本作「至秦伯」非也。

・令以一義變例 (18-09b-2) 宋本・閩本・監本・毛本「令」作「今」不誤。◎正本も宋本諸本と同様「今」字に作る。これが正しい。
阮刻本同じ。

納徵始有元纁束帛 (18-09b-4) 監本・毛本「始」誤「如」。

蓋公爲大子時已行昏禮也 (18-09b-5) 宋本・岳本・足利本無「也」字。

・主人既誇 監本・毛本「誇」作「諾」。宋本作「許」不誤。

・不得唯止於納幣逆女 (18-10a-3) 閩本・監本・毛本「止」作「只」。

・君之昏 (18-10a-5) 宋本「君」上有「魯」字、是也。◎正本も宋本と同様「魯」字が有る。これが正しい。

・此其義 (18-10a-5) 宋本「義」下有「也」字。◎正本も宋本と同様「也」字が有る。これが正しい。

傳二年

狐鞫居爲右 (18-10a-8) 葉抄釋文「鞫」作「鞠」。

故嗤之 (18-10a-10) 葉抄釋文「嗤」作「蚩」。

・雖有常圓 (18-10b-5) 宋本・閩本・監本・毛本「圓」作「員」是也。◎正本は宋本諸本と異なり「圓」字に作る。

・先軫死焉 (18-10b-6) 宋本「焉」作「爲」屬下讀。◎正本は宋本と異なり「焉」字に作る。

欲共殺先軫 (18-10b-8) 纂圖本「共」作「其」非也。

・言上即是不義 (18-11a-10) 宋本「言」作「害」不誤。◎正本も宋本と同様「害」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。
屬屬已兵 (18-11b-1) 宋本・岳本「已」作「己」不誤。

例在僖二十二年 (18-12a-1) 宋本・岳本・閩本・監本・毛本「二」作「三」不誤。

經傳必有誤 (18-12a-4) 宋本「誤」下有「也」字。

・公未至諸侯 (18-12a-7) 宋本以下正義二節摠入注文「以苟免也」之下。

士穀士蔦子 (18-12a-9) 宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・閩本・監本・毛本「穀」並作「穀」。

令居閔上 (18-12b-5) 宋本「令」作「今」非。釋文一本無「上」字。陳樹華云、釋文無「上」字。當作「無閔」字、與文義方合。

・注僖是至逆祀 (18-12b-5) 宋本以下正義三節摠入「故鬼小」注下。

・兄弟昭穆故同僖閔不得爲父子 (18-12b-6) 閩本・監本・毛本「故同」作「同故」。

・似閔僖異昭穆者 (18-12b-7) 宋本「似」作「以」。◎正本は宋本と異なり「似」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・知其理必不然 (18-12b-9) 監本・毛本「理」作「禮」。

・明順禮也 (18-13a-6) 毛本「禮」誤「理」。

・各言君子者 (18-13a-7) 監本・毛本「各」誤「多」。

・又引彼作詩君子以爲證且 (18-13a-7) 宋本「且」作「耳」不誤。◎正本も宋本と同様「耳」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・昭明生相土相土生昌若 (18-13b-4) 閩本・監本「土」誤「士」。「昭」監本作「相」亦非。

・不欲重文 (18-13b-7) 監本・毛本「文」誤「耳」。

・故特存焉 (18-14a-2) 宋本「焉」作「爲」屬下讀。◎正本は宋本と異なり「焉」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・襄十一年傳稱 (18-14a-2) ◎阮刻本の「一」字は「二」字の誤刻。

・使祝史徙主祐於周廟 (18-14a-3) 閩本・監本・毛本「主」誤「王」。

・非有懈倦 (18-14a-7) 宋本「倦」作「倦」。◎正本は宋本と異なり「倦」字に作る。阮刻本同じ。

僖親文公父 (18-14a-10) 纂圖本「文」誤「父」。

夏父弗忌欲阿時君 (18-14a-10) 陳樹華云「欲」一本作「從」。

故傳以此三詩深責其意 (18-14a-10) 宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・足利本「三」作「二」是也。

已欲立而立人 (18-14b-2) 宋本・岳本「已」作「巳」不誤。足利本後人記云「立人」下異本有「仁」字非也。

廢六關 (18-14b-2) 顧炎武云、石經「關」誤「闕」。碑文此處闕。炎武所據乃謬刻。案家語曰「置六關」王肅云、六關關名。魯

本無此關。文仲置之以稅行者。故爲不仁。傳曰「廢六關」非也。惠棟云、「廢」與「置」、古字通。公羊傳「去其有聲者廢其

無聲者」。鄭氏荅張逸曰「廢置也」。以「廢」爲「置」、猶以亂爲治、徂爲存、故爲今、曩爲曩、苦爲快、臭爲香、藏爲去。

郭璞所謂「詁訓義有反覆旁通、美惡不嫌同名」。杜注云「六關所以禁絕末遊而廢之」非也。陳樹華云、莊子徐無鬼「於是乎爲之調琴、廢一於堂、廢一於室」、亦「廢」訓「置」之明證。

所以禁絕末遊 (18-14b-3) 纂圖本「末」誤「未」。案依正義、則「絕」當作「約」。

・今歐民而歸之農 (18-15a-2) 閩本・監本・毛本「歐」作「歐」。宋本作「歐」誤。◎正本是宋本とも諸本とも異なり「歐」字に作る。阮刻本同じ。

・是所以禁絕末遊者 (18-15a-4) 宋本「絕」作「約」是也。◎正本是宋本と異なり「約」字に作る。阮刻本同じ。

・鄭元云節櫛也 (18-15a-6) 宋本「櫛」作「櫛」不誤。◎正本も宋本と同様「櫛」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・難以言仁曰知矣 (18-15a-10) 宋本「曰」作「且」是也。◎正本も宋本と同様「且」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・海多大風冬暖 (18-15b-1) 宋本作「冬煖」。◎正本も宋本と同様「冬煖」に作る。

經三年

汝南平與縣北有沈亭 (18-15b-10) 釋文「與」作「輿」。案水經注廿四作「平輿」。史記管蔡世家正義引同。「沈亭」作「邨亭」。

・不塵貶責 (18-16a-4) 宋本「不」上有「則」字、是也。◎正本も宋本と同様「則」字が有る。これが正しい。

自上而隋 (18-16a-6) 毛氏六經正誤云「潭」本釋文作「惰」。古字借用。本作「墮」。作「隋」者後人妄改。宋本作「隊」、蓋因傳文而誤。案當作「惰」、爲「惰」之省文。

喜而來告故書 (18-16a-7) 閩本・監本・毛本脱「喜」字。

傳三年

各以類言之 (18-16b-2) 宋本「言」作「常」非也。

・麋子逃歸 (18-16b-8) 宋本「麋」作「麋」不誤。◎正本も宋本と同様「麋」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・無下可逃 (18-16b-10) 宋本「下」作「不」。◎正本是宋本と異なり「下」字に作る。阮刻本同じ。

・然鄭詹書而高厚不書者 (18-17a-1) 宋本・閩本・監本・毛本作「不」。此本誤「之」。今訂正。

・王叔又未與文公同盟 (18-17a-8) 宋本「叔」作「子」非也。

封埋藏之 (18-17b-1) 宋本「埋」作「理」非也。

君子是以知秦穆公之爲君也 (18-17b-2) 石經無「公」字。「之爲」二字重刻。足利本亦無「公」字。案下文云「秦穆有焉」。四年傳「其秦穆之謂矣」。六年傳「秦穆之不爲盟主也宜哉」。皆無「公」字。諸刻本有者疑衍文。

壹無二心 (18-17b-3) 閩本・監本・毛本「二」作「貳」。

子桑公孫封 (18-17b-4) 宋本・淳熙本・岳本・纂圖本・足利本「封」作「枝」不誤。

夙夜匪解 (18-17b-7) 足利本「解」作「懈」。

言子桑有舉善之謀 (18-17b-9) 纂圖本・監本・毛本「舉善」誤倒。淳熙本「舉」誤「小」。

釋詁文 (18-17b-10) 閩本・監本・毛本「文」誤「云」。

翼者贊成之義故爲成也 (18-17b-10) 監本・毛本「爲」誤「有」。

隊而死也 (18-18a-1) 石經「隊」作「墜」俗字。漢書五行志引傳同。

欲令下與處父救江相接故也 (18-18a-4) 閩本・監本・毛本「下」誤「不」。

栢公是其子 (18-18a-7) 宋本・閩本・監本・毛本「栢」作「桓」不誤。

聞晉師起而江兵解 (18-18a-8) 纂圖本「師」作「帥」非。

晉侯辭之禮未成 (18-18b-6) 宋本「侯」下有「降」字、「之」作「以」不誤。◎正本も宋本と同様「晉侯降辭、以禮未成」に作る。これが正しい。

義取其顯顯令德 (18-18b-7) 宋本無「義」字。陳樹華云、以上注例之、不當有也。
受祿于天 (18-18b-7) 足利本「于」作「於」。

經四年

・異於常文 (18-18b-10) 宋本・閩本・監本・毛本作「文」。此本誤「又」。今改正。

・上賤之文也 (18-19a-1) 宋本「上」作「略」不誤。◎正本も宋本と同様「略」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

滅例在文十五年 (18-19a-1) 宋本無「文」字、是也。

赴同耐姑 (18-19a-5) 纂圖本・閩本・監本・毛本「耐」作「耐」非也。

・故妣氏之喪 (18-19a-7) 監本「妣」誤「似」。

・責以小君不成 (18-19a-8) 閩本・監本・毛本「責」作「貴」。案隱三年正義所引釋例亦作「責」。「貴」字誤。

傳四年

・出次出於官而別次舍 (18-20a-2) ◎阮刻本の「官」字は「宮」字の誤刻。

・齊人弑悼公之於師 (18-20a-3) ◎阮刻本の「之」字は「赴」字の誤刻。

君子曰詩云惟彼二國 (18-20a-5) 石經「云」字闕。正義云、徧檢諸本、「君子曰」下皆無「詩云」。此二字自屬衍文。然石經既有、未敢遽刪。

・君子至謂也 (18-20a-8) 宋本・毛本「也」作「矣」不誤。○今改正。

・此詩大雅皇矣一篇 (18-20a-10) 宋本「一」作「之」是也。◎正本も宋本と同様「之」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。爲賦湛露及彤弓 (18-20b-1) 石經「湛」字皆作「湛」、避唐敬宗諱。此「湛」字不缺筆。爲後人妄加也。

・各以三篇爲斷 (18-20b-5) 宋本「三」作「二」不誤。◎正本も宋本と同様「二」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。臣以爲肄業及之也 (18-20b-8) 釋文作「肄業以二反。習也。注同」。依字作「肄」。石經及宋本皆作「肆」。

・說文肆訓爲陳 (18-20b-9) 宋本「肆」作「肆」非。◎正本は宋本と異なり「肆」字に作る。これが正しい。阮刻本同じ。

・字從長聿聲 (18-20b-9) 監本「字」作「子」非。

・肄訓爲習字從聿彡聲 (18-20b-10) 浦鏜云「肄」誤「肆」。「聿彡」誤「聿彡」。

・天子當陽 (18-21a-4) 宋本此節正義在「諸侯用命也」注下。

諸侯敵王所愾而獻其功 (18-21a-6) 說文引傳「愾」作「鏗」。

旅弓矢千 (18-21a-9) 石經「弓」字下旁有「千旅」二字。諸刻本所無。此後人妄增也。

・注覺明宴樂 (18-21a-10) 宋本・閩本・監本・毛本「明」下有「至」字、是也。◎正本も宋本諸本と同様「至」字が有る。これが正しい。

(本稿は平成十四年度科学研究費基盤研究(C)2の成果の一部である。)

春秋正義校勘記（卷第11~18）

野間 文史

- 本文「春秋正義校勘記」收錄了阮元所著「春秋左傳注疏校勘記」的疏部的全文，并對「景鈔正宗寺本春秋正義」和南宋魏了翁所著「春秋左傳要義」兩書做了比較。
- 「春秋正義」的底本是嘉慶二十年江西南昌府學開雕的「阮刻十三經注疏本」，本文中的數字表示的是「阮刻十三經注疏本」的卷數、頁數、正反面(a, b)和行數(以十行為單位)。
- 阮元的「春秋左傳注疏校勘記」原本是包括經、傳、注、疏各部分全體，但是本文「春秋正義校勘記」中，筆者只對正義的疏部做了校勘，也就是文中「·」符號標記的部分。不過爲了便于對照參考，經、傳、注各部分都收錄了阮元校勘記的原文。
- 阮元校勘記的原文中主要使用了皇清經解所收本，并穿插了「阮刻十三經注疏本」附錄中的盧宣旬摘錄本的補充文章。對於經解本和摘錄本這兩種版本中出現的誤刻在本文中作出了指正。
- 本文還對於在阮元校勘記中未曾提及，或者說不可能提及的「阮刻十三經注疏本」自身的誤刻作出了指正。「阮刻十三經注疏本」的道光丙戌六年的重刊本中個別地方做了訂正，在本文中對訂正過的各處也做了說明。
- 對於以上內容的筆者的校對是「春秋正義校勘記」正文中「◎」標記開始以下的部分。

執筆者紹介

野間 文史 (文学研究科 中国文学思想文化学講座 教授)

編集委員 (広報・図書委員会)

岡橋秀典 (委員長)、越智 貢、八尾隆生、橋本敬司、河原俊雄、吉中孝志、古川昌文、奥村晃史

広島大学大学院文学研究科論集 第62巻 特輯号 1

平成 14 年 12 月 20 日 印刷
平成 14 年 12 月 27 日 発行 (非売品)

編集者兼発行者 広島大学大学院文学研究科
〒739-8522
東広島市鏡山一丁目2-3

印刷者 中本総合印刷(株)
〒732-0802
広島市南区大州五丁目1-1

執筆者紹介

野間 文史 (文学研究科 中国文学思想文化学講座 教授)

編集委員 (広報・図書委員会)

岡橋秀典 (委員長)、越智 貢、八尾隆生、橋本敬司、河原俊雄、吉中孝志、古川昌文、奥村晃史

広島大学大学院文学研究科論集 第62巻 特輯号 1

平成 14 年 12 月 20 日 印刷
平成 14 年 12 月 27 日 発行 (非売品)

編集者兼発行者 広島大学大学院文学研究科
〒739-8522
東広島市鏡山一丁目2-3

印刷者 中本総合印刷(株)
〒732-0802
広島市南区大州五丁目1-1

執筆者紹介

野間 文史 (文学研究科 中国文学思想文化学講座 教授)

編集委員 (広報・図書委員会)

岡橋秀典 (委員長)、越智 貢、八尾隆生、橋本敬司、河原俊雄、吉中孝志、古川昌文、奥村晃史

広島大学大学院文学研究科論集 第62巻 特輯号 1

平成 14 年 12 月 20 日 印刷
平成 14 年 12 月 27 日 発行 (非売品)

編集者兼発行者 広島大学大学院文学研究科
〒739-8522
東広島市鏡山一丁目2-3

印刷者 中本総合印刷(株)
〒732-0802
広島市南区大州五丁目1-1